

令和3年第1回会津坂下町議会定例会会議録

令和3年3月4日から令和3年3月17日まで第1回定例会が町役場議場に招集された。

令和3年3月4日 午前10時00分

1. 応招議員（14名）

1番 目黒克博	2番 蓮沼文明	3番 物江政博
4番 赤城大地	5番 横山智代	6番 渡部正司
7番 小畑博司	8番 佐藤宗太	9番 山口享
10番 渡部順子	11番 五十嵐一夫	12番 酒井育子
13番 青木美貴子	14番 水野孝一	

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	佐藤仁一	書記	川田良子
書記	橋本吉嗣		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町長	齋藤文英	副町長	日下亮
教育長	鈴木茂雄	会計管理者	五十嵐吉雄
総務課長	大島光昭	政策財務課長	佐藤銀四郎
生活課長	村山隆之	建設課長	板橋正良
産業課長	佐藤暢一郎	教育課長	上谷圭一
子ども課長	佐藤美千代	監査委員	仙波利郎



◎開会及び開議の宣告

◎議長（水野孝一君）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は、14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第1回会津坂下町議会定例会を開会いたします。（開会 午前10時00分）

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りした議事日程（第1号）のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（水野孝一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員として、2番、蓮沼文明君、3番、物江政博君のお二人を指名いたします。

◎会期の決定

◎議長（水野孝一君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

第1回定例会の会期は、お手元にお配りした会期日程(案)のとおり、本日3月4日から3月17日までの14日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日3月4日から3月17日までの14日間に決定いたしました。

◎諸報告について

◎議長（水野孝一君）

日程第3、諸報告についてであります。議長より報告2件を提出いたします。

議長報告第1号「例月出納検査の結果報告について」及び議長報告第2号「諸般の報告第1号について」であります。

朗読・説明を省略いたしますので、お手元にお配りした印刷物により、ご承知願います。

以上をもって報告を終わります。

◎町長の挨拶

◎議長(水野孝一君)

日程第4「町長施政方針について」説明を求めます。

◎町長(齋藤文英君)

議長、町長。

◎議長(水野孝一君)

齋藤町長。

◎町長(齋藤文英君)(登壇)

皆さんおはようございます。

本日ここに、令和3年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私共にご多用にもかかわらず、ご出席を賜り心から厚く御礼申し上げます。

この機会に、当面する町行政の諸問題及び本定例会に提出いたしました主な案件の概要を申し上げ、議員皆様をはじめ町民各位のご理解を仰ぎたいと存じます。

本年は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故からちょうど10年を迎えました。あらためて、震災によってお亡くなりになられた方々に対し、哀悼の意を表すとともに、現在も原発事故により故郷に帰ることができない住民の方々に対し、心よりお見舞いを申し上げます。

先月13日深夜に福島県沖で発生しました地震では、福島県内で震度6強の揺れが10年ぶりに観測されました。この地震は東日本大震災の余震活動といわれ、今後も大規模な地震が発生すると想定されております。災害は地震ばかりではありませんが、様々な災害がいつ発生しても対応できる体制づくりが重要だと認識しております。

このような災害に加え、新型コロナウイルス感染症の収束時期が見通せない状況にはありますが、町民皆様の生命や財産を守り、第六次会津坂下町振興計画に掲げました「人口が減少しても活力があり、町民一人ひとりが生きがいを持てる持続可能なまち」を目指す、令和3年度の施策や事業の策定をしました。

それでは、諸般の事業について申し上げます。

はじめに、主要な計画の策定について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、町民の命と生活を脅かし、新しい生活様式や価値観の広がりなど様々な変化をもたらしました。コロナ禍を克服し、第六次振興計画が目指すまちの将来像を実現するためには、ウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据えた施策の方向性を柔軟に変化させていかなければなりません。

また、人口減少による地域の担い手不足を解消するため過疎対策に取り組み、若者による地域づくりの推進や地域おこし協力隊を活用した地域支援策等を推進してまいります。

財政面におきましては、令和6年度までを財政健全化最重点期間として、財政健全化アクションプランによる取り組みを進めておりますが、新過疎法の制定により過疎地域の指定要件を満たさなくなることから、財源確保が困難になることが予想されます。新過疎法制定に係る支援要望活動を湯川村とともに、県については1月13日、総務省をはじめとした国については2月17日に実施してまいりました。

これらの課題に対応していくためには、10年後のまちの姿を見据えながら、新しい視点でのまちづくりを進めていく必要があると考えております。令和3年度は、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進による業務改善等の行政改革や組織機構改革等が求められる変革の年になると考えており、令和2年度中に策定を予定しておりました「第2期会津坂下町まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「第3次会津坂下町行政経営改革プラン」につきましては、組織機構の見直し状況等を見極めたうえで、令和3年度に策定することとし、12月定例会までにお示ししたいと考えております。

令和3年度に策定を予定している「会津坂下町国土利用計画」及び「会津坂下町国土強靱化計画」、「会津坂下町地域防災計画」、「会津坂下町水防計画」につきましては、関係機関と最終調整を進め、予定していたとおり年度内に策定をしております。

次に新型コロナウイルス感染症について申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症の罹患者（陽性者）が、少人数で推移していることに対し、町民皆様のご協力の結果であり、あらためて感謝を申し上げます。今回、町内でクラスターが発生いたしました。なかなか平常に戻れないわけではありますが、より早期に戻るべく、ワクチン接種に期待をしております。

その新型コロナウイルス感染症ワクチン接種につきましては、町民の生命と健康を守る観点から、国・県及び医療機関と調整中ではありますが、町におきましても、そのスタートとなります。65歳以上の高齢者の接種につきまして、ワクチンの供給量に不安はあるものの、4月開始として準備を進めております。

次に、国民健康保険事業について申し上げます。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、診療控えが見られるなど、医療費全体が減少しました。令和3年度もその傾向は続くものと予想しております。

しかし、今後、新型コロナウイルス変異種の影響やワクチン接種の開始など、国民健康保険事業にどう影響してくるのか予断を許しません。国・県等と連携を密にし、事業の適正運営を図ってまいります。

次に、介護保険事業について申し上げます。

「みんながつながる生きがいのある健康長寿社会」を基本理念とし、令和3年度から令和5年度までの3年間を期間とする第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定いたしました。今後計画に基づき、地域で高齢者を支え合うしくみづくりや、要介護状態の予防、介護給付費等に要する費用の適正化を図ってまいります。

町の人口は減少しているものの、高齢者人口は増加してきております。介護保険制度の持続性を確保しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことができるよう支援してまいります。

次に、建設行政について申し上げます。

はじめに、橋梁整備事業につきましては、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、早期措置が必要と判定された長井橋の橋梁修繕工事を進めていくとともに、会津坂下駅 西側跨線橋の橋梁修繕設計、14橋の橋梁定期点検を令和3年度内完了に向けて進めてまいります。

坂下東第一地区土地区画整理事業につきましては、都市計画道路坂下喜多方線並びに坂下羽林線の延伸に向けて3戸4棟の家屋移転を進め、町営住宅改修事業につきましては、既存町営住宅の長寿命化対策として、古町川尻団地1号棟及び4号棟の給水設備等改修工事に着手し、両事業とも令和3年度内完成に向けて進めてまいります。

下水道事業につきましては、下水道整備面積拡大のため、坂下中央処理区において約1.4km、坂下西処理区において約270mの管渠埋設工事を進めてまいります。

次に、農業行政について申し上げます。

令和2年産の米政策につきましては、県から配分された作付面積の目安2,105haを基礎として、新規需要米・政府備蓄米などの生産調整の取り組みを推進し、作付面積実績は2,176haとなり、概ね目標面積を達成しておりますが、71haの作付超過となりました。

令和3年産米の作付面積の目安につきましては、県から2,000haの配分が示され、昨年と比較し105ha減少しております。これは主食用米の国内需要が人口減少や食の多様化等により、毎年10万トンずつ減少していることに加え、新型コロナウイルス感染症の影響により中食・外食向けの需要が大きく減少したことから、民間在庫量も昨年と比べ大幅に増加していることが要因であります。

この状況が続けば令和3年主食用米の価格下落は必然と見込まれることから、米の主産地である本町においては「米づくり」にこだわり、農家所得の確保を最優先課題に位置付け、政府備蓄米と飼料用米の作付を生産調整の大きな柱として、水稻作付による需給調整推進を図ってまいります。

なお、農業者の方々へは2月15日から開催いたしました地区説明会におきまして、取り組みをお願いしたところであります。

次に、林業行政について申し上げます。

原発事故による放射性物質の拡散により、森林整備や林業生産活動が停滞し、森林の有する水源かん養や山地災害防止等の公益的機能の低下が懸念されているため、間伐等の森林整備と放射性物質対策を一体的に実施し、森林の有する機能の維持と林業の活性化を図るために取り組む、ふくしま森林再生事業が4年目を迎えました。

令和元年度策定しました年次計画に基づき、令和2年度は森林整備を勝方・大村地区において実施してまいりました。

令和3年度においても継続して、勝方・大村地区周辺の森林整備を実施する予定であり、今後も本町の森林再生に向け事業を進めてまいります。

次に、令和2年7月28日から29日発生 of 豪雨による農用地等災害について申し上げます。

船窪地区の白子沢ため池法面崩落復旧工事につきましては、繰越事業となりますが、早期完了に向けて復旧作業を進めてまいります。

次に、商工業及び観光物産行政について申し上げます。

はじめに、これまで取り組んできました新型コロナウイルス感染症対策の実績について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響による町商工業者への支援策につきましては、令和2年6月より実施しておりますが、12月より従業員数が多い工場や事業所向けに職場内クラスター防止の観点から「会津坂下町サーモグラフィ導入補助金」を新たな支援策として創設し、2月17日時点で、4件、67万200円を交付しております。

令和2年7月から申請の受付を開始しております「会津坂下町新型コロナウイルス対策特別資金（実質無利子型）信用保証料補助金」につきましては、2月17日時点で14件、271万7,182円、同じく「会津坂下町空気清浄機設置事業補助金」につきましては、当初飲食店限定の補助を10月より町内事業所へと対象を拡大し、2月17日時点で29件、78万100円を交付しております。

会津坂下町観光物産協会で開設しました「会津坂下町 ふるさと産品 ネットショップ」の送料分を町で負担する「通信販売促進事業」につきましては、期間を令和2年12月28日から令和3年3月31日まで延長することとし、引き続き町物産品の販売促進を図ってまいります。

学生生活支援事業につきましては、初回は、対象者を県外在住の学生として177名、2回目は、対象者を町外在住の学生として226名の申込がありました。町の物産品等を受け取った学生の方々からは、感謝の声をいただいております。

次に、雇用関係につきましては、会津12市町村で構成する就職フェア in あいづ実行委員会主催の、就職フェア in あいづが2月6日に会津若松市のアピオスペースで開催され、会津管内の44企業、求職者176名の参加があり、町内企業は3社出展されました。

令和3年度につきましては、新型コロナウイルス感染症により令和2年度は中止といたしました町内合同企業説明会や現地見学会を、感染症対策を講じながら、町内企業の人材確保と定住に向けた就業支援策としまして実施してまいります。

「坂下初市」につきましては、本年1月は規模縮小により、大俵引きや福豆俵撒き等中止することといたしましたが、新型コロナウイルス感染症対策をしたうえで、市を開催し、市に来られたの方々から「縁起物を初市で購入することができて良かった」や「街中に活気が戻り良かった」などの声をいただいております。

令和3年度の4大祭りにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策を万全にしたうえで、例年のようなにぎわいのある4大祭を開催できるよう計画しております。

物産等販売促進事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、首都圏でのイベント開催を見合わせておりますが、1月16日及び17日に、いわき市の「イオンモールいわき小名浜」において、物産等の販売を実施いたしました。

令和3年度における首都圏での開催につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況を見据えながら、物産及び農産物のPR活動並びに販売促進、販路拡大活動を計画しております。

また、姉妹都市である北本市の子どもたちに会津坂下町の安全で美味しいお米をPRするため、1月25日及び1月27日に、北本市の小・中学校6校の学校給食において、会津坂下産米「天のつぶ」を提供いたしました。子どもたちから、「美味しいお米をい

ただき、ありがとうございます」との声をいただいております。

次に、教育行政について申し上げます。

G I G Aスクール構想に基づく、教育 I C T環境の整備につきましては、タブレット端末等の機器はすべて納品済みとなり、各種設定作業を進めております。学校内のネットワーク工事等についても、本年度内完成に向けて予定通り進んでおります。

新型コロナウイルス感染症につきましては、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減したうえで、今後も保護者の協力を得ながら教育活動を実施してまいります。

また、スポーツ関係では、延期となっておりました「東京 2020 オリンピック聖火リレー」が 3 月 26 日に実施されます。本町関係者も聖火ランナーとして参加いたしますので、多くの皆様の応援をお願いいたします。

次に、子育て支援について申し上げます。

保育施設への入所手続き等が進められておりますが、現時点におきまして、令和 3 年度も待機児童がゼロで迎えられる状況であります。

子育てには、多かれ少なかれ苦労や苦悩はありますが、それに大きく勝る喜びも多くあるものと思っております。子どものためになる切れ目のない子育て支援を継続して行い、子育てに喜びを感じられ、子どもが心身ともに健やかに育つ町を目指してまいります。

併せて、新型コロナウイルス対策を含めた感染症対策にも細心の注意を払いながら、よりよい教育・保育環境を提供できるよう努めてまいります。

次に、令和 3 年度一般会計当初予算について申し上げます。

令和 3 年度当初予算の予算総額は、前年度当初予算と比較して 4 億 3,000 万円の増の 72 億 5,000 万円としました。

今も感染拡大が続いている新型コロナウイルス感染症への対策に万全を期し、また、アフターコロナを見据え、第六次会津坂下町振興計画に示した、やっぱり“ばんげがいい！”と思えるまちを目指して、実施計画に基づき各種事業に積極的に取り組んでいくための予算編成としております。

歳入の主なものといたしましては、

町税が 14 億 1,234 万 9 千円であり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済活動の縮小から前年度当初予算比で 1 億 3,979 万 5 千円の減収を見込んだものであります。

また、地方交付税は 30 億 1,861 万 9 千円であり、前年度当初予算から 2 億 779 万 2 千円の増と見込みました。これは、国の地方財政の見通し、並びに普通交付税の算定方法に関する資料などから、地方交付税額が確保されたことや社会保障の充実、新たに地域デジタル社会推進費の創設が盛り込まれたこと、などによるものであります。

また、町債は、前年度当初予算と比較し 2 億 4,524 万 7 千円増の 5 億 5,541 万円を計上いたしました。大きく増額となっている主な要因は、コロナ禍の影響により普通交付税の原資となる国税の減収分を臨時財政対策債の増額により補うこと、また、坂下厚生

総合病院の建設負担金の一部へ充てる地方債を発行することによるものであります。

次に、歳出におきましては、町民の生活を守るため、新型コロナウイルス感染症予防対策の予算を最優先で確保するとともに、第六次会津坂下町振興計画実施計画で「重点的に進めること」お示した事業を中心に、子育て・教育、健康づくり、福祉の充実、産業・商工業の振興などを図るための予算としております。

また、新しい生活様式に対応した若者による地域づくり推進事業や地域づくり事業など、まちづくりに住民が参画するしくみづくりのため、コミュニティセンターを中心に各種事業に取り組んでまいります。

また、第六次会津坂下町振興計画では、目指すべきまちづくりを実現するための基盤として財政の健全化を位置付けております。財政健全化アクションプランの実施により、財政の健全化に向けて着実に前進しておりますので、令和3年度におきましても、継続して取り組みを進めてまいります。

国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

予算総額は、18億3,722万5千円で前年度当初予算と比較して、1.0%減となりました。

歳入の主なものは、保険税3億5,335万5千円、県支出金12億4,394万6千円で、歳入総額の86.9%を占めております。

歳出の主なものは、保険給付費12億444万2千円で歳出総額の65.6%を占めております。

国民健康保険事業費納付金は、県へ納める費用として4億6,365万1千円を計上いたしました。

保健事業費につきましては、健康管理センターの高圧受変電設備の補修工事を見込んだため、前年度比1,147万5千円増となっております。

なお、6月の国保税本算定の際には、県の本算定における国民健康保険事業費納付金及び標準保険税率を考慮し、歳入歳出全般にわたり再度計算を行い、必要に応じた税率の見直し及び補正予算を提案いたします。

介護保険特別会計予算について申し上げます。

予算総額は、23億7,750万円となり、前年度当初予算と比較して、2億2,728万円の増となりました。

歳入の主なものは、支払基金交付金が5億9,815万1千円で歳入総額の25.2%を占めており、国庫支出金5億7,998万5千円、県支出金3億4,072万3千円は、それぞれ負担割合により計上いたしました。

歳出の主なものは、保険給付費21億6,561万1千円で、歳出総額の91.1%を占めており、町内の特別養護老人ホーム増床の影響などにより、施設介護サービスの利用増を見込み、対前年度比1億5,688万5千円増となっております。

後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

本年度の予算総額は、1億9,503万8千円となりました。

歳入の主なものは、保険料が1億4,330万6千円、一般会計からの繰入金5,063万

1千円であります。

歳出の主なものは、広域連合への納付金が1億9,290万9千円で、歳出総額の98.9%を占めております。

下水道事業特別会計予算について申し上げます。

予算総額は、5億4,260万4千円となり、前年度当初予算と比較して、4,110万4千円の増額となりました。

歳入の主なものとしたしましては、負担金、使用料、国・県補助金、町債及び一般会計繰入金であります。

歳出につきましては、坂下西、坂下東及び坂下中央浄化センターの維持管理費や、坂下西及び坂下中央処理区の管渠埋設等に係る実施設計費及び工事請負費などでありませぬ。

坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計について申し上げます。

予算総額は、2億279万2千円となり、前年度予算と比較して2,983万1千円の減となりました。

歳入の主なものとしては、国庫補助金、一般会計繰入金及び保留地処分金を計上いたしました。

歳出につきましては、建物移転等の補償費等が主なものであります。

次に、農業集落排水事業特別会計予算について申し上げます。

予算総額は、6,887万円となり、前年度当初予算と比較して、243万円の減額となりました。

歳入の主なものとしたしましては、使用料及び一般会計繰入金であります。

歳出につきましては、窪倉、合川、陣が峯城及び長井浄化センターの維持管理費等であります。

次に、水道事業会計予算について申し上げます。

まず、収益的収入及び支出について申し上げます。

収入総額5億2,265万6千円に対し、支出総額4億7,410万7千円となり、税抜き当期純利益を3,162万円と見込んだところであります。

収入の主なものとしたしましては、営業収益の水道使用料及び営業外収益の他会計補助金と長期前受金戻入であります。

支出の主なものとしたしましては、営業費用の受水費及び減価償却費、並びに営業外費用の企業債利息であります。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。

収入総額1億3,065万9千円に対し、支出総額2億7,412万2千円となり、不足額1億4,346万3千円は、過年度分損益勘定留保資金等により補てんしたいというものであります。

収入の主なものとしたしましては、企業債であり、支出の主なものとしたしましては、県道会津坂下会津高田線の重要給水施設配水管事業及び下水道工事等に伴う配水管布設替工事費、並びに企業債償還金であります。

今後も、有収率の向上と経費の節減及び事務の合理化等により、経営の効率化を進めてまいります。

なお、会期中に令和2年度一般会計及び特別会計の補正予算等を追加提案することで準備をいたしております。

最後に、今定例会において上程した議案は、条例の改廃等11件、当初予算8件、町道の認定等その他3件の22議案となりました。

これらの案件につきましては、あらかじめ印刷物によりお手元に差し上げたとおりですが、その内容につきましては、各担当課長より説明させますので、なにとぞ慎重なるご審議の上、原案のとおり議決賜りますようお願い申し上げます、私のあいさつといたします。

どうぞよろしく願いいたします。

◎議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第5、議案第3号「町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例」から、議案第24号「令和3年度 会津坂下町 水道事業会計予算」までの22件を一括議題といたします。

一括議題とした、議案の件名を職員に朗読させます。

◎書記（橋本吉嗣君）

議案第3号 町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

議案第4号 会津坂下町介護保険条例の一部を改正する条例

議案第5号 会津坂下町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第6号 会津坂下町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第7号 会津坂下町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第8号 会津坂下町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第9号 会津坂下町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

議案第10号 会津坂下町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第11号 会津坂下町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第12号 会津坂下町坂本コミュニティセンター条例を廃止する条例

議案第13号 会津坂下町勤労者交流センター条例を廃止する条例

議案第14号 町道認定について

- 議案第 15 号 財産の無償譲渡について
- 議案第 16 号 財産の無償譲渡について
- 議案第 17 号 令和3年度会津坂下町一般会計予算
- 議案第 18 号 令和3年度会津坂下町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 19 号 令和3年度会津坂下町介護保険特別会計予算
- 議案第 20 号 令和3年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 21 号 令和3年度会津坂下町下水道事業特別会計予算
- 議案第 22 号 令和3年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第 23 号 令和3年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 24 号 令和3年度会津坂下町下水道事業会計予算

◎議長（水野孝一君）

これより、一括議題とした議案について順次説明を求めます。

まず、議案第 3 号について説明願います。

◎総務課長（大島光昭君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

大島総務課長。

◎総務課長（大島光昭君）

それでは、議案第 3 号「町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明をいたします。

今回の改正は、「財政健全化アクションプラン」、10 年間の「財政シミュレーション」、さらには令和 3 年度からの「実施計画による、財政計画等」を鑑み、さらに「会津坂下町特別職報酬等審議会」からの答申を受けまして、町条例を改正し町長等町三役の給料月額を減額を、令和 3 年度においても実施をしたいというものであります。

改正の内容は、令和 2 年度と同様に町長及び副町長教育長の給料月額を町長については、給料月額「100 分の 30」を、副町長・教育長については、「100 分の 15」を、乗じて得た額を減じた額としたいとするものであり、実施期間、特例期間になりますが、町長の 2 期目の任期が、令和 3 年 6 月 15 日をもって満了することから、令和 3 年 4 月 1 日から、令和 3 年 5 月 31 日までの 2 ヶ月間としたいとするものであります。

参考資料といたしまして、「新旧対照表」を添付してございますのでご覧をいただきたいと存じます。

新旧それぞれの下線部分が、改正箇所であり、第 1 条中の減額をする特例期間を令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 5 月 31 日までの間に改めたいとするものであります。

次に、議案の本文に戻っていただきまして、附則としてこの条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行したいとするものであります。

なお、教育長の給料月額の特例については、本条例第 2 条におきまして規定がされており、特例期間につきましては第 1 条と同じ期間となります。

説明は、以上であります。

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第4号から議案第8号について説明願います。

◎生活課長（村山隆之君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

村山生活課長。

◎生活課長（村山隆之君）

議案第4号「会津坂下町介護保険条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

この改正は、第8期会津坂下町高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に伴い、町条例の一部改正を行うものです。

第8期における介護保険の保険料率は、第7期と同額で据え置きとすることから、保険料率を定める期間のみの改正となります。

それでは、新旧対照表によりご説明いたします。

対照表の右側が改正前、左側が改正後であり、下線箇所が改正箇所であります。

第2条について、保険料率の期間の改正であります。

第2条第1項「平成30年度から令和2年度までの」を「令和3年度から令和5年度までの」に改めます。

次に同条第2項から第4項までの条文中、「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改めるものです。

議案にお戻りください。

附則の第1条は施行期日であり、この条例は令和3年4月1日から施行したいというものであります、

次に、附則第2条は経過措置であり、改正後の第2条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお、従前の例によりたいとするものであります。

次に、議案第5号「会津坂下町指定 地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本改正条例については「指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令第3条により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、町条例の一部改正をするものであります。

今回提案申し上げます、議案第5号から議案第8号については、基準となる省令の改正に伴うものです。基準省令と町条例の関係について若干の説明をいたします。

基準省令改正により改正する「従うべき基準」の条項については、基準省令と異なる内容を定めることは基本的にできないこととされていますので、改正省令どおりに条例を改正いたします。

また、「標準」及び「参酌すべき基準」の条項については、町独自の基準を設けるほどの地域的な特殊性が認められないことから、基本的には基準省令どおりとし、こちらも改正省令どおりに条例を改正します。したがって、議案第5号から議案第8号までの今回の条例改正につきましては、町独自の改正ではなく、基準省令の改正に基づいた改正となります。

議案第5号から第8号までに関係する、基準省令の改正は、いずれも、業務継続計画、感染症対策の強化、ハラスメント対策の強化、電磁的対応の活用、高齢者虐待防止の推進、認知症介護基礎研修の受講の義務付け、に関するものです。

新旧対照表に基づいた説明は、その改正箇所についてご説明申し上げます。関連する項目でご説明いたしますのでページをまたいだものになりますので、あらかじめご了承ください。

前置きが長くなりましたが、議案第5号について新旧対照表によりご説明申し上げます。

まず最初に、業務継続計画（BCP）に関する改正であります。感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築するため、業務継続に向けた計画策定、研修の実施訓練の実施義務付けを行います。これらに該当する条文ですが、3ページ、第32条の2が該当になります。

次に感染症対策の強化に関する改正です。新型コロナウイルス感染症等の感染症の発生に関する取り組みの徹底のために、委員会の開催、指針の整備、研修の実施及び訓練実施の義務付けを行うもので、こちら4ページ、第33条第3項がその該当条文となります。

次にハラスメント対策の強化に関する改正です。ハラスメントにより就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の措置をもとめるもので、該当する条文は、8ページ、第56条、続いて10ページ、第59条の13、ページが飛びまして22ページ、第123条、23ページ、第146条、ページが飛びまして28ページ、第169条、続いて31ページ、第187条が該当となります。

次に電磁的対応の活用に関する改正であります。会議等におけるICTの活用、ケアプランの利用者等への説明に電子媒体の対応を認めるもので、該当する条文ですが、戻りまして4ページ、第33条第3項、続いて5ページ、第39条、ページが飛びまして11ページ、第59条の17、13ページ、第59条の36、続いて16ページ、第87条、続いて20ページ、第117条、続いて23ページ、第138条、続いて27ページ、第157条第6項、同じく27ページ、第158条第6項、28ページ、第171条第2項、29ページ、第175条、30ページ、第182条第8項及び第203条となります。

続いて、高齢者虐待防止の推進に関する改正です。虐待の発生及び再発防止のため、委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらを実施するための担当者を義務付けます。該当する条項は、先に戻りまして1ページ、第3項及び第4項、3ページの第31条、続いて5ページの第40条の2、続いて8ページの第55条、ページが飛びまして15ページ、第73条、17ページ、第100条、これがその該当となります。

そして、認知症介護基礎研修の受講の義務付けに関する改正です。該当する条項ですが、10 ページ、第 59 条の 13 第 3 項、ページが飛びまして 23 ページ、第 146 条第 4 項、ページが飛びまして 31 ページ、第 187 条第 4 項、そして 28 ページ、第 169 条第 3 項となります。

以上が基準省令に基づく改正となります。

議案にお戻りください。

附則の第 1 条は施行期日であります。この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行するというものであります。第 2 条以下は経過措置に関するものであります。説明は、以上です。

続きまして、議案第 6 号「会津坂下町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正」について、ご説明申し上げます。

本改正条例につきましては「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」が改正されることに伴い、町条例の一部改正をするものであります。

当該条例につきましては、議案第 5 号と同様に、基準となる省令の改正に伴うものがあります。町独自の改正ではなく、基準省令の改正に基づいた改正となります。

それでは、新旧対照表に基づいた説明を行います。なお、議案第 5 号と同じように基準省令に基づく改正箇所についてご説明申し上げます。

まず最初に、業務継続計画（BCP）に関する改正です。該当する条文ですが、4 ページ、第 28 条の 2、及び第 30 条第 2 項が該当となります。

次に感染症対策の強化に関する改正です。該当する条文ですが、5 ページ、第 33 条第 2 項、がその条文となります。

次にハラスメント対策の強化に関する改正です。該当する条文ですが、3 ページ、第 26 条第 2 項が該当する条文となります。

次に電磁的対応の活用に関する改正です。該当する条文ですが、5 ページになりますが第 31 条第 2 項、第 32 条第 2 項、6 ページ、第 39 条、ページが飛びまして 14 ページ、第 91 条が該当となります。

続いて、高齢者虐待防止の推進に関する改正であります。該当する条項ですが、ページ戻りまして 2 ページ、第 3 条第 3 項及び第 4 項、続いて 4 ページ、第 27 条、続いて 5 ページの第 37 条の 2、ページが飛びまして 8 ページの第 57 条、そして 12 ページ、第 80 条がその該当となります。

そして、認知症介護基礎研修の受講の義務付けに関する改正です。該当する条項ですが、4 ページ、第 28 条第 3 項、ページが飛びまして 12 ページ、第 81 条第 3 項が該当する条文となります。

以上が基準省令に基づく改正となります。議案にお戻りください。

附則の第 1 条ですが、施行期日であり、この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する

というものであります。第2条以下は経過措置に関するものであります。

続きまして、議案第7号「会津坂下町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正」について、ご説明申し上げます。

本改正条例については「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」が改正されることに伴い、町条例の一部改正をするものであります。

当該条例につきましても、議案第5号第6号と同様に、基準となる省令の改正に伴うものです。町独自の改正ではなく、こちらも基準省令の改正に基づいた改正となります。

新旧対照表に基づいた説明であります。基準省令に基づく改正箇所についてご説明申し上げます。

先ほどと同じように、まず最初に、業務継続計画に関する改正です。該当する条文ですが、2ページ、第20条の2が該当する条文となります。

次に感染症対策の強化に関する改正です。こちらも2ページ、第22条の2がその該当する条文となります。

次にハラスメント対策の強化に関する改正です。該当する条文が、2ページの第18条第2項となります。

次に電磁的対応の活用に関する改正です。該当する条文が、次のページの3ページ、第32条第9号、及び4ページ、第35条が該当する条文となります。

続いて、高齢者虐待防止の推進に関する改正です。こちらも該当する条項ですが、ページ戻っていただいて1ページ、第2条第5項、続いて2ページ、第19条第6号、そして3ページの第28条の2がその該当する条文となります。

以上が基準省令に基づく改正となります。議案にお戻りください。

附則の第1条ですが、施行期日であり、この条例は、令和3年4月1日から施行するというものであります。第2条以下は経過措置に関するものであります。

続きまして、議案第8号「会津坂下町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本改正条例については「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」が改正されることに伴い、町条例の一部改正をするものであります。

当該条例につきましても、議案第5号第6号第7号と同様に、基準となる省令の改正に伴うものです。

それでは、新旧対照表に基づいてご説明申し上げます。こちらも基準省令に基づく改正箇所についてご説明申し上げます。

まず最初に、業務継続計画に関する改正であります。該当する条文ですが、3ページの第21条の2が該当となります。

次に感染症対策の強化に関する改正であります。こちらは4ページ、第23条の2がその該当条文となります。

次にハラスメント対策の強化に関する改正です。該当する条文ですが、3 ページ、第 19 条第 2 項が該当となります。

次に電磁的対応の活用に関する改正です。こちらの該当する条文ですが、2 ページ、第 15 条第 9 号、及び 5 ページになりますが、第 32 条が該当となります。

続いて、高齢者虐待防止の推進に関する改正であります。こちらに該当する条項ですが、ページ戻っていただいて 1 ページになりますが、第 3 条第 5 項、そして 3 ページの第 20 条、そして 4 ページの第 29 条の 2 がその該当となります。

以上が基準省令に基づく改正となります。それでは議案にお戻りください。

附則の第 1 条ですが、施行期日であり、この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、第 15 条第 20 号の次に 1 号を加える改正規定は、同年 10 月 1 日から施行するというものであります。第 2 条以下は経過措置に関するものです。説明は、以上となります。

◎議長（水野孝一君）

休憩のため休議といたします。

（午前 10 時 59 分）

再開は 11 時 10 分といたします。

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午前 11 時 10 分）

次に、議案第 9 号から議案第 11 号について説明願います。

◎建設課長（板橋正良君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

板橋建設課長。

◎建設課長（板橋正良君）

おはようございます。

まずはじめに、議案第 9 号「会津坂下町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」について、ご説明を申し上げます。

会津坂下町道路占用料徴収条例の一部を次のように改正したいというものであります。

今回の改正は、「道路法施行令」の一部改正による、占用料の額の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、別紙、「参考資料」の「新旧対照表」にてご説明申し上げますので、「新旧対照表」をご覧いただきたいと思っております。右の「旧」が改正前、左の「新」が改正後であり、下線部分が改正箇所であります。

1 ページをご覧いただきたいと思っております。

別表（第 2 条関係）中、法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物のうち、「第 1 種電柱」の占用料『300 円』を『420 円』に改め、以下、改正額は、表に記載したとおり改める

ものでありますが、「地下電線その他地下に設ける線類」にかかる占用料については、改正はありません。

次に、法第32条第1項第2号に掲げる物件のうち、「外径が0.07メートル未満のもの」の占用料『11円』を『16円』に改め、以下、改正額は表に記載したとおり改めるものであります。

2ページ目をご覧くださいと思います。

法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設については、『540円』を『760円』に、同条同項第5号に掲げる施設のうち、「上空に設ける通路」については『340円』から『480円』に改め、以下、改正額は表に記載したとおり改めるものであります。次に、同条同項第6号に掲げる施設のうち、「祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの」については、『7円』を『10円』に、「その他のもの」については、『67円』を『96円』に改めるものであります。

次に、道路法施行令第7条第1号に掲げる物件については、看板のうち「一時的に設けるもの」については『67円』を『96円』に改め、以下の物件についても改正額は表に記載したとおり改めるものであります。

3ページをご覧くださいと思います。

「政令第7条第2号に掲げる工作物」については、『540円』を『760円』に改めるものであります。

次に、「政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料」については、『67円』を『96円』に改めるものであります。

本文に戻っていただきまして、6ページをご覧くださいと思います。

附則として、この条例は、令和3年4月1日から施行したいというものであります。

説明は、以上であります。

次に、議案第10号「会津坂下町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

会津坂下町法定外公共物の管理に関する条例の一部を次のように改正したいというものであります。

今回の改正は、「道路法施行令」の一部改正による、占用料の額の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、別紙「参考資料」の「新旧対照表」にてご説明申し上げますので、「新旧対照表」をご覧くださいと思います。右の「旧」が改正前、左の「新」が改正後でありまして、下線部分が改正箇所であります。

1ページをご覧くださいと思います。

別表（第10条関係）中、「電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、広告塔、街灯その他これらに類するもの」のうち、「第1種電柱」の使用料『300円』を『420円』に改め、以下、改正額は表に記載したとおりであります。また、「地下電線その他地下に設ける線類」にかかる使用料については、改正はありません。

次に、「水管、ガス管その他これらに類するもの」のうち、「外径が0.07メートル未満

のもの」の使用料『11 円』を『16 円』に改め、以下、改正額は表に記載したとおりであります。

2 ページをご覧いただきたいと思います。

「橋りょう、栈橋又は通路敷地」にかかる使用料については、使用料の改正はありません。

次に、「露店、商品置場その他これらに類するもの」のうち、「祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの」にかかる使用料『7 円』を『10 円』に、「その他のもの」にかかる使用料『67 円』を『96 円』に改めるものであります。

次に、「看板、標識、旗ざお、幕その他これらに類するもの」のうち、「看板」を「一時的に設けるもの」にかかる使用料『67 円』を『96 円』に改め、以下、改正額は表に記載したとおりでございます。

3 ページをご覧いただきたいと思います。

「太陽光発電設備及び風力発電設備」にかかる使用料につきましては、『540 円』を『760 円』に、「工事用施設及び工事用材料、仮設建築物」の使用料につきましては、『67 円』を『96 円』に改めるものであります。

本文に戻っていただきまして、5 ページをお開き願いたいと思います。

附則としまして、この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行したいというものであります。

説明は、以上であります。

次に、議案第 11 号「会津坂下町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例」について、ご説明を申し上げます。

会津坂下町、町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を次のように改正したいというものであります。

今回の改正は、「道路構造令」の一部が改正され、引用条項の条ずれが生じたことから、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、別紙「参考資料」の「新旧対照表」にてご説明申し上げますので、「新旧対照表」をご覧いただきたいと思います。右の「旧」が改正前、左の「新」が改正後でありまして、下線部分が改正箇所であります。

旧表の第 5 条第 7 項、第 9 条第 4 項、第 41 条第 3 項、第 42 条第 2 項中「(道路構造令) 第 41 条第 1 項」を、「第 42 条第 1 項」に改めるものであります。

本文に戻っていただきまして、附則として、この条例は、公布の日から施行したいというものであります。

説明は、以上であります。

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第 12 号について説明願います。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

おはようございます。

議案第 12 号「会津坂下町坂本コミュニティセンター条例を廃止する条例」について、ご説明申し上げます。

大沢区地内に町が所有します「坂本コミュニティセンター」を会津坂下町公共施設総合管理計画におけます町有財産の適正化方針により「集会所に類似する町有財産」施設が立地します行政区等へ譲渡するため「会津坂下町坂本コミュニティセンター条例」を廃止するものであります。

なお、附則のとおり、この条例は令和 3 年 4 月 1 日から施行したいとします。

以上、説明といたします。

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第 13 号について説明願います。

◎産業課長（佐藤暢一郎君）

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤産業課長。

◎産業課長（佐藤暢一郎君）

議案第 13 号「会津坂下町勤労者交流センター条例を廃止する条例」について、ご説明申し上げます。

朝立区地内に町が所有する「会津坂下町勤労者交流センター」を会津坂下町公共施設総合管理計画における町有財産の適正化により、「集会所に類似する町有財産」を立地する行政区へ譲渡するため「会津坂下町勤労者交流センター条例」を廃止するものであります。

なお、この条例は令和 3 年 4 月 1 日から施行したいとします。

以上、説明といたします。

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第 14 号について説明願います。

◎建設課長（板橋正良君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

板橋建設課長。

◎建設課長（板橋正良君）

議案第 14 号「町道路線の認定について」をご説明申し上げたいと思います。

道路法第8条第2項の規定により、次のとおり町道路線に認定をするため、議会の議決を求めたいというものであります。

町道認定の路線は、坂下東第一土地区画整理事業区域内にあります、「あいしん不動産株式会社」により、築造された路線及び、「大成ハウス株式会社」が開発行為により、築造した路線が町へ移管されたことにより、町道として認定したいというものであります。

「整理番号1」としまして、路線番号2090番、路線名は「記念館北線」であります。起点は「会津坂下町字台ノ下781番地3」、終点は「会津坂下町字台ノ下778番地3」であります。

詳細につきましては、別添として、「認定路線位置図」を添付しましたので、併せてご覧いただきたいと思っております。

この路線につきましては、五郎美術記念館の北側を起点とし、町道「古坂下線」までのコの字型の幅員6.0m、延長129.5mについて、町道路線として認定したいというものであります。

次に、「整理番号2」としまして、路線番号2091番、路線名は「中岩田3号線」であります。起点は「会津坂下町字中岩田170番地21」、終点は「会津坂下町字中岩田170番地16」であります。

この路線につきましては、主要地方道「会津坂下・会津高田線」から町道「勝大線」を南方向へ約70m地点を起点とし、町道「中岩田2号線」までの幅員6.0m、延長129.5mについて町道路線として認定したいというものであります。

次に、「整理番号3」としまして、路線番号2092番、路線名は「中岩田4号線」であります。起点は「会津坂下町字中岩田170番地20」、終点は「会津坂下町字中岩田170番地17」であります。

この路線は、町道「勝大線」から町道「中岩田2号線」を西方向へ約20m地点を起点とし、北方向へ延びる幅員6.0m、延長46.1mについて町道路線として認定したいというものであります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第15号について説明願います。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

議案第15号「財産の無償譲渡について」ご説明申し上げます。

これは議案第12号で廃止したいとする「会津坂下町坂本コミュニティセンター」を大沢区に無償で譲渡することについて、議会の議決を求めるものでございます。

譲渡する財産は、「建物」で「名称は会津坂下町坂本コミュニティセンター」「所在は会津坂下町大字坂本字宮ノ前甲 945 番地」「構造は木造平屋建」「延床面積は 97.91 平方メートル」でございます。

譲渡の相手方は「会津坂下町大字坂本字窪甲 522 番地 大沢区 区長 岩淵清一」であります。

無償譲渡の条件ではありますが、「譲渡の相手方は、譲渡物件を直接管理運営し、住民の福祉の増進を図るため、地域の自主的な活動の用に供するもの」であるため無償譲渡としたいものでございます。

無償譲渡の時期は、令和 3 年 4 月 1 日とするものであります。

なお、無償譲渡する建物及びその敷地字宮ノ前甲 945 番地の 178 ㎡は区へ無償で貸付するものでございます。

以上、説明といたします。

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第 16 号について説明願います。

◎産業課長（佐藤暢一郎君）

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤産業課長。

◎産業課長（佐藤暢一郎君）

議案第 16 号「財産の無償譲渡について」ご説明申し上げます。

これは議案第 13 号で廃止したいとする「会津坂下町勤労者交流センター」を朝立区に無償で譲渡することについて、議会の議決を求めるものであります。

譲渡する財産は、「建物」で「名称は会津坂下町勤労者交流センター」「所在は会津坂下町大字坂本字上新田丁 24 番地」「構造は木造平屋建」「延床面積は 160.65 平方メートル」であります。

譲渡の相手方は「会津坂下町大字坂本字村中丁 1186 番地 1 朝立区 区長 猪俣裕嗣」であります。

無償譲渡の条件ではありますが、「譲渡の相手方は、譲渡物件を直接管理運営し、住民の自主的な活動の助長と福祉の増進を図るため、地域の自主的な活動の用に供するものとするため」無償譲渡としたいものです。

無償譲渡の時期は、令和 3 年 4 月 1 日とするものです。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第 17 号について説明願います。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

議案第 17 号、令和 3 年度会津坂下町一般会計予算についてご説明申し上げます。

令和 3 年度会津坂下町一般会計予算は、次に定めるところによる、とするものでございます。

第 1 条歳入歳出予算は、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ 72 億 5,000 万円と定める、とするものであります。

次に第 2 項は、歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による、とするものです。

第 2 条債務負担行為は、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による、とするものです。

第 3 条地方債は、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による、とするものです。

第 4 条一時借入金は、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は 10 億円と定める、とするものです。

第 5 条歳出予算の流用は、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内での各項の間の流用について定める、とするものです。

令和 3 年度の当初予算編成にあたっては、今も感染拡大が続きます新型コロナウイルス感染症への対応に万全を期し、町民の命と暮らしを守り、地域経済の活性化を支援する取り組みを継続して実施することを最重点事業といたしました。また、第六次会津坂下町振興計画が目指しますまちの将来像を実現するため、実施計画に基づき、各種政策・施策の実現に取り組んでいくための予算編成といたしました。

なお、資料としまして、別冊で「令和 3 年度一般会計当初予算参考資料」を作成しましたので、参考としてご覧いただきたいというふうに思います。

それでは、予算書の 1 ページをご覧ください。

第 1 表歳入歳出予算につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

7 ページをご覧ください。

第 2 表、債務負担行為は新たに設定する案件は 2 件であります。

まず、坂下厚生総合病院建設負担金の期間は令和 4 年度から令和 12 年度までであります。限度額は 5 億円であります。

次に学校給食センター調理・搬送業務委託料の期間は令和 4 年度から令和 7 年度までであり、限度額は 2 億 1,912 万円であります。

8 ページをご覧ください。

第 3 表、地方債は「子育て支援事業」から 9 ページ「臨時財政対策債」まで合計 16 件、総額 5 億 5,541 万円となっております。限度額、起債の方法、利率、償還の方法に

つきましては記載のとおりでございます。

そのうち起債額の7割が交付税措置されます過疎対策事業債につきましては、4件で総額1億5,640万円となっております。新過疎法の施行により令和3年度から本町が過疎地域の指定から除外される見込みとなっておりますが、過疎債の活用につきましては経過措置が見込まれており、直近3ヵ年の平均値を限度見込額として計上してございます。

地方債の事業内容としましては、子育て支援事業は私立保育所等施設型給付事業に係るソフト事業費分で2,800万円、会津西部斎苑整備事業は火葬炉等修繕工事で520万円、坂下厚生総合病院整備事業は、建設負担金の一部として9,310万円であります。農業用河川工作物応急対策事業は県営事業の負担金等で430万円、ため池整備事業は県営ため池の泥布沢ため池と会津美里町八木沢地区の大窪ため池の整備事業の負担金で320万円、町道改良整備事業は町道南幹線道ほか11路線の舗装等整備及び2項道路の整備事業で1,870万円、除雪機械整備事業は8トン級除雪ドーザ1台の更新で1,200万円、橋梁整備事業は社会資本整備総合交付金事業により実施する長井橋の修繕工事費等で1,370万円となっております。

9ページをご覧ください。

町営住宅整備事業は社会資本整備総合交付金事業により実施するもので、古町川尻団地1号棟・4号棟給水設備改修工事で1,950万円、河川改修整備事業は水無川護岸整備工事費で260万円、緊急しゅんせつ推進事業は、準用河川である勝負沢川外の堆積土砂撤去工事で650万円、消防施設整備事業は福島県総合通信ネットワーク機器にかかる負担金で60万円、消防施設整備事業は会津若松広域市町村圏整備組合消防本部負担金事業で、消防車や救急車などの緊急車両購入の町負担分として2,460万円、通学通園安全対策事業は通園バス運転業務で1,500万円、学校給食センター運営事業は、学校給食センターの調理・搬送業務で2,030万円、臨時財政対策債は総務省及び県の令和3年度地方財政資料等により、コロナの影響による税収の減分を補てんするため前年度比155%程度と見込み、2億8,811万円を計上しております。

令和3年度の地方債新規は16件で5億5,541万円となっておりますが、坂下厚生総合病院負担金9,310万円及び臨時財政対策債2億8,811万を除く事業債は1億7,420万円で財政健全化アクションプランで定める上限2億円以内となっております。

また、令和3年度より施行される新過疎法における経過措置が明確となっていないため、令和3年度過疎債の発行予定につきましては過疎債1件・過疎ソフト3件で1億5,640万円としております。この起債額につきましては現過疎表で定める経過措置期間の上限額としておりますが、新過疎法における要件の変更がある場合には、今後の補正予算により対応してまいります。

次に歳入歳出予算事項別明細書1ページをご覧ください。

1の総括の歳入につきましては1款町税から2ページの21款町債まで72億5,000万円であり前年度比4億3,000万円の増となっております。

なお、6款に法人事業税交付金が新たに追加されまして、以降の款が順次繰下げとな

っておりますので、よろしく申し上げます。

3 ページをご覧ください。

歳出につきましては1 款議会費から13 款予備費まで、歳出合計は歳入合計と同額の72 億5,000 万円であります。財源内訳は、国県支出金が11 億7,787 万1 千円、地方債が2 億6,730 万円、その他特定財源が4 億494 万7 千円、一般財源が53 億9,988 万2 千円となりました。

なお、先ほど第2 表地方債の合計と財源内訳の地方債合計額が相違しておりますのは、臨時財政対策債は財源内訳の中で一般財源として取り扱うため、このようになっておるといことをご理解いただきたいと思ひます。

次に4 ページをご覧ください。

2 歳入の説明をさせていただきます。

1 款1 項1 目町民税の個人は新型コロナウイルス感染症拡大の影響による経済活動の縮小から減収が予測されます。実際にどの程度落ち込むのか想定することは難しいものでありますが、予算額としましてはリーマンショック後の状況を参考に9%程度の減額を見込み、前年度比4,840 万円減の5 億2,000 万円を計上しております。

次に2 目法人町民税は新型コロナウイルス感染症拡大の影響による経済活動の縮小に加え法人税割の税率が9.7%から6.0%に改定されることから、25%程度の減額を見込み、前年度比1,602 万円減の4,708 万円を計上しております。

次に1 款2 項1 目固定資産税は3 年に1 度の評価替えによる減額、新型コロナウイルス感染症対策で実施される中・小事業者減免及び土地課税標準額据置による減額を見込み前年度比6,800 万円減の6 億4,900 万円を計上しました。

次に2 目固定資産等所在市町村交付金及び納付金は、国有林に係る課税標準額の増から前年度比10 万5 千円増の146 万9 千円を計上いたしました。

5 ページをご覧ください。

1 款3 項1 目環境性能割は令和元年度交付実績からの試算により50 万円増の150 万円を計上しました。

次に2 目種別割は軽四輪の登録台数は減少傾向にありますが、重課車輛への移行や買替えによる旧税率車輛の減少、グリーン化特例対象車輛からの移行による標準税率車輛の増が見込まれることから、前年度比106 万円増の5,430 万円を計上しました。

次に1 款4 項1 目町たばこ税は健康志向の高まりによる喫煙環境の変化や増税の影響により、喫煙者数・売上本数は年々減少傾向にあることから、前年度比900 万円減の1 億3,900 万円を計上しました。次に入湯税は特別徴収義務者である温泉施設が廃業したため、全額減となっております。

6 ページをご覧ください。

2 款1 項1 目地方揮発油譲与税から7 ページの7 款1 項1 目地方消費税交付金までは国県の予算編成資料及び令和2 年度の交付実績等を参考に試算した額を計上しました。

なお、6 款法人事業税交付金は、令和2 年度より新たに交付されることとなったものであり、当初予算の前年度比較では全額増となっております。

次に 8 ページをご覧ください。

8 款 1 項 1 目環境性能割交付金は国・県の予算編成資料等を参考に試算し、前年度比 212 万 8 千円減の 754 万 4 千円を計上しました。

次に 9 款 1 項 1 目地方特例交付金は個人住民税における住宅借入金等特別控除及び環境性能割の減免による減収分が補てんされる交付金ではありますが、令和 3 年度は固定資産税の減免分も加算される見込みであり、国・県の予算編成資料等を参考に前年度比 2,085 万 8 千円増の 2,619 万 5 千円を計上しました。

次に 10 款 1 項 1 目地方交付税ですが、普通交付税は国・県の予算編成資料等を参考に、令和 2 年度交付額の 3%増と見込み、調整分を加味して前年度比 2 億 3,597 万 1 千円増の 28 億 365 万 6 千円を計上しました。特別交付税は近年全国的に災害が多発していることや、台風 19 号の被災による稲わら処理分の減等が見込まれることから、前年度比 2,727 万 4 千円減の 1 億 9,652 万 3 千円を計上しました。震災復興特別交付税は震災・原発対応事業分であり、令和 2 年度で終了する予定でありましたが、復興庁の設置継続に伴い交付税も延長となったことから、令和 2 年度までの実績等より前年度比 80 万 6 千円減の 1,844 万 1 千円を計上しました。

9 ページをご覧ください。

11 款 1 項 1 目交通安全対策特別交付金は国の予算編成資料等により対前年度 5 万 6 千円減の 174 万円を計上しました。

次に 12 款 1 項 1 目農林水産業費分担金は富川頭首工及び八方頭首工の整備事業に係る分担金で、前年度比 22 万 4 千円減の 94 万 3 千円を計上しました。

次に 2 目土木費分担金は空き家の緊急安全代行措置を実施した場合の受益者から分担金を見込んだもので、前年同額の 20 万円を計上しました。

次に 3 目災害復旧費分担金は単独災害件数 8 ヶ所分を想定し、受益者負担分であり、前年同額の 112 万円を計上しました。

次に 12 款 2 項 1 目総務費負担金は会計年度任用職員の雇用保険料に係る負担金 12 万円を計上しました。

次に 2 目民生費負担金は老人福祉施設入所費負担金及び保育所保育料、放課後児童健全育成事業等に係る負担金であり保育所の入所予定者数の減などにより前年度比 88 万 8 千円減の 2,799 万円を計上しております。

10 ページをご覧ください。

3 目衛生費負担金ですが、会津西部斎苑管理運営連絡協議会負担金は火葬炉及び施設修繕等に係る負担金として 204 万 4 千円減の 1,286 万 8 千円を計上しました。坂下厚生総合病院救急医療等体制支援負担金は、救急医療事業及び小児医療事業について病床数に応じ負担しているものであります。当初は全額特別交付税で措置されておりましたが、措置割合が 8 割となったため、残った 2 割分を本町ほか 1 市 3 町 2 村で負担しているもので、総額は前年度比 37 万円増の 1,118 万 6 千円を計上しました。なお本町負担分としては 16 万 8 千円増の 517 万 7 千円を見込んでおります。

次に 4 目教育費負担金は幼稚園及び小・中学校の園児・児童・生徒の安全保険の保護

者負担金で、加入人数の減により前年度比 4 万 4 千円減の 49 万 5 千円を計上しました。

次に、土木費負担金は柳田地区開発に伴う市街地用排水路整備事業にかかる宮川土地改良区からの負担金でありましたが令和 3 年度は該当事業がないため全額減となるものであります。

次に 13 款 1 項 1 目総務使用料は庁舎及びコミュニティセンター使用料ですが、令和 2 年度実績見込みにより前年度比 75 万 6 千円減の 78 万円を計上しました。

11 ページをご覧ください。

2 目民生使用料は保育所及び子育てふれあい交流センター使用料で前年度比 2 千円減の 4 万 7 千円を計上しました。

次に 3 目衛生使用料は火葬炉使用料として過去 3 年間の平均から 563 件分を見込み、前年度比 78 万 1 千円増の 2,044 万 6 千円を計上しました。

次に 4 目農林水産業使用料は農畜産物処理加工施設使用料などで、令和 2 年度の実績見込みより前年度比 1 万 2 千円増の 63 万円を計上しました。

次に 5 目商工使用料は前年同額の 9 千円を計上しております。

12 ページをご覧ください。

6 目土木使用料は町営住宅や道路・公園等の使用料であります。令和 2 年度の実績見込みにより前年度比 150 万 3 千円減の 6,650 万 5 千円を計上しております。

13 ページをご覧ください。

7 目教育使用料は小・中学校及び社会教育施設の使用料ですが、令和 2 年度実績見込みにより前年度比 2 万 1 千円増の 199 万円を計上しております。

次に労働使用料は勤労者交流センター使用料でしたが、施設を朝立区へ譲渡することから全額減と予定しております。

14 ページをご覧ください。

13 款 2 項 1 目総務手数料は税の証明書、戸籍、住民票等の交付実績から、前年度比 43 万 1 千円減の 706 万 1 千円を計上しております。

次に 2 目衛生手数料はごみ袋販売手数料の減により前年度比 255 万 2 千円減の 1,587 万 8 千円を計上しております。

15 ページをご覧ください。

3 目農林水産業手数料は令和 2 年度実績見込みにより 2 千円減の 9 千円を計上しました。

次に 4 目土木手数料は屋外広告申請手数料が 4 万 2 千円の減となり 49 万 1 千円を計上しました。

次に 14 款 1 項 1 目民生費国庫負担金は前年度比 514 万 6 千円増の 3 億 7,773 万円を計上しました。1 節障がい者福祉費負担金の自立支援給付費は居宅サービス利用者が増により 987 万 7 千円の増、自立支援医療費は人工透析患者の増などにより 207 万 2 千円の増、障害児施設給付費等負担金は発達支援者の増などにより 146 万 8 千円の増、2 節児童手当負担金は対象者の減などにより 1,485 万 2 千円の減となっております。

16 ページをご覧ください。

4 節児童福祉費負担金の施設型給付負担金は公定価格の上昇などにより 627 万円の増、5 節低所得者保険料軽減負担金は軽減対象者の増により 31 万 1 千円の増となっております。

次に 2 目衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る負担金で、3,229 万 9 千円が全額増となっております。

次に 14 款 2 項 1 目総務費国庫補助金はマイナンバーカードの交付枚数の増により前年度比 239 万 9 千円増の 913 万 3 千円を計上しました。

次に 2 目民生費国庫補助金は障害者の地域生活支援補助金の減などにより前年度比 23 万 8 千円減の 1,659 万 6 千円を計上しました。

次に 3 目衛生費国庫補助金は妊娠・出産包括支援事業の増などから、前年度比 22 万 7 千円増の 431 万 1 千円を計上しました。

次に 4 目土木費国庫補助金ですが 1 節道路橋りょう費補助金は、社会資本整備総合交付金の道路整備分が分割され、17 ページの道路メンテナンス事業費補助金に別出して計上しておりますが、合わせて前年度比 277 万 1 千円増の 5,714 万 3 千円を計上しております。

17 ページをご覧ください。

2 節住宅費補助金の社会資本整備総合交付金は、前年度比 184 万 2 千円増の 648 万円を計上しております。

次に 5 目教育費国庫補助金は前年度比 273 万円増の 1,413 万 3 千円を計上しました。3 節社会教育費補助金は町内の仏像の調査事業費や恵隆寺の県指定重要文化財木造二十八部衆立像の修繕事業費等の増により 117 万 2 千円の増となっております。

次に 14 款 3 項 1 目総務費国庫委託金は 2 節戸籍住民基本台帳費委託金の中長期在留者住居地届出等事務委託金の増などにより 37 万 3 千円を計上しております。

次に 2 目民生費国庫委託金は基礎年金等事務費交付金の減などにより前年度比 32 万 7 千円減の 169 万 8 千円を計上しました。

18 ページをご覧ください。

15 款 1 項 1 目総務費県負担金は県民税徴収取扱費として前年同額の 2,100 万円を計上しております。

2 目民生費県負担金は前年度比 278 万円増の 2 億 4,736 万 5 千円を計上しました。1 節社会費福祉費負担金の後期高齢者医療保険基盤安定負担金は 144 万 4 千円の減、2 節障がい者福祉費負担金の自立支援給付費等負担金は 597 万 5 千円の増、3 節国民健康保険の保険基盤安定負担金は 188 万 7 千円の減、4 節児童手当負担金は対象者の減で 218 万 9 千円の減、6 節児童福祉費負担金は施設型給付負担金が 143 万 5 千円の増となっております。

19 ページをご覧ください。

15 款 2 項 1 目総務費県補助金は前年度比 686 万 1 千円減の 3,260 万 8 千円を計上しました。2 節市町村交通対策事業運行費補助金は 393 万 4 千円の減、3 節電源立地地域対策交付金は 40 万円の減、4 節移住支援金は全額増となっております。

次に2目民生費県補助金は前年度比160万9千円減の7,560万1千円を計上しました。  
1節障害者福祉費補助金の重度障がい者支援事業補助金は87万9千円の増となっております。

20ページをご覧ください。

3節児童福祉費補助金の乳幼児医療費補助金は令和2年度実績見込みから78万7千円の減、子どもの医療費補助金は令和2年度実績見込みから138万8千円の減となっております。

次に3目衛生費県補助金は前年度比1,963万5千円増の2,735万3千円を計上しました。

21ページをご覧ください。

2節福島県地域外来・検査センター運營業務補助金は令和2年10月末より坂下厚生総合病院に開設した発熱外来の運営に関する補助金で全額増となっております。

4目農林水産業費県補助金は前年度比3,041万6千円減の2億3,175万8千円を計上しております。

事業費の増減にありましては、主なものは、中山間地域等直接支払事業費補助金は240万6千円の減、22ページの農業次世代人材投資事業補助金につきましては225万円の増、水田農業改革支援事業補助金は681万8千円の減、地域担い手育成支援事業補助金は1,128万4千円の減、多面的機能支払交付金は335万円の増となっております。

次に2節林業費補助金は、ふくしま森林再生事業補助金が883万8千円の減となっております。

次に5目商工費県補助金は、自家消費野菜等放射能検査事業補助金の増により872万9千円を計上しております。

次に6目教育費県補助金は、放課後子どもプラン補助金が県委託金からの科目変更で全額増となったこと等より前年度比123万円増の177万7千円を計上しております。

23ページをご覧ください。

◎議長（水野孝一君）

説明の途中ですが、昼食のため休議といたします。 (午後0時02分)

再開を午後1時といたします。

(休議)

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。 (午後1時00分)

説明願います。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

それではまずはじめに、先ほどご説明申し上げました内容に誤りがありましたので、ここで訂正をしてお詫びを申し上げたいというふうに思います。

事項別明細書 19 ページ、15 款 2 項 1 目 3 節の電源立地地域対策交付金の説明で、対前年度比 40 万円だというので、私ご説明申し上げましたが、対前年度比 240 万円減で、正しいものであり、誤ってご説明申し上げましたこと、訂正申し上げます。

それでは説明を続けさせていただきます。

事項別明細書 23 ページをご覧ください。

土木費県補助金につきましては、木造住宅耐震診断促進事業に該当する案件がなかったため全額減となっております。

次に 15 款 3 項 1 目総務費県委託金は、前年度比 485 万 7 千円増の 1,489 万 5 千円を計上しました。1 節総務管理費委託金は総務管理費委託金のうつくしまふくしま権限委譲交付金が 36 万 3 千円の増、3 節選挙費委託金は衆議院議員総選挙費委託金が全額増、4 節統計調査費委託金は経済センサス調査交付金が 102 万 3 千円の増となっております。

24 ページをご覧ください。

2 目衛生費県委託金は、深夜営業等騒音対策事務委託金として前年度と同額の 4 万円を計上しました。

3 目農林水産業費県委託金は河川樋門管理委託金として、前年度比 1 千円増の 46 万円を計上しました。

4 目土木費県委託金は消融雪施設清掃業務委託金、道路除草委託金、旧宮川河川浄化事業委託金の増額により、前年度比 24 万 1 千円増の 1,551 万 3 千円を計上いたしました。

5 目教育費県委託金は、スクールソーシャルワーカー緊急派遣事業委託金の増により前年度比 15 万 3 千円増の 435 万 6 千円を計上しました。

次に 16 款 1 項 1 目財産貸付収入は前年度比 110 万 2 千円増の 741 万 2 千円を計上しました。1 節土地建物貸付料は坂下東第一土地区画整理事業地内の町有地を工事現場事務所として新たに貸し付けたことなどにより 50 万 2 千の増となっております。

25 ページをご覧ください。

2 節施設命名権収入は、あいづダストセンターによるBMI 鶴沼球場のネーミングライツ事業収入で全額増となっております。

2 目利子及び配当金は、前年度比 5 万 4 千円減の 12 万 3 千円を計上しました。

26 ページをご覧ください。

2 節配当金の東邦銀行株式会社配当金が減額となっております。

3 目土地開発基金運用収入は、基金利子等前年同額の 2 千円を計上しました。

次に 16 款 2 項 1 目不動産売払収入は、旧中岩田団地の跡地 2,627.87 m<sup>2</sup>の売却による収入を見込んだもので、不動産鑑定による m<sup>2</sup>単価 1 万 3,000 円で土地評価額 3,416 万 2 千円から現有建物の取り壊し費用 1,640 万を差し引きました 1,776 万 2 千円を計上して

ございます。

2 目物品売払収入は除雪機械の更新による除雪機械の売却収入を見込み 71 万円増の 126 万 1 千円を計上しました。

27 ページをご覧ください。

17 款 1 項 1 目一般寄附金は前年度同額の 10 万円を計上しました。

2 目ふるさと納税寄附金は前年度比 150 万円増の 3,700 万円を計上しました。なお、災害寄附金は存目計上をやめたことにより全額減となっております。

次に 18 款 1 項 1 目財政調整基金繰入金は、前年度の一般寄附金及びふるさと納税寄附金分を繰り入れするもので、ふるさと納税分は増額となりましたが、一般寄附分が減となったため前年度比 137 万 7 千円減の 1,921 万 8 千円を計上しました。

2 目廃棄物処理施設整備基金繰入金は、家庭系ごみ処理手数料を基金に積み立てし、廃棄物再資源化事業・廃棄物減量化事業・環境センター積立金負担金に充当するもので、前年同額の 1,500 万円を計上しました。

次に 19 款 1 項 1 目繰越金は、令和 2 年度予算執行見込により、前年度比 6,000 万円増の 1 億 4,000 万円を計上しました。

28 ページをご覧ください。

20 款 1 項 1 目延滞金は前年同額の 120 万円を計上しました。

2 目加算金、3 目過料は存目により前年度同額で計上しております。

次に 20 款 2 項 1 目町預金利子は、前年度同額の 1 万円を計上しております。

次に 20 款 3 項 1 目経営長期安定資金貸付金から 3 目労働金庫貸付金元利収入までは、前年同額で計上しております。

29 ページをご覧ください。

20 款 4 項 1 目滞納処分費及び 2 目弁償金は前年同額、3 目違約金及び延納利息は存目により計上しております。

4 目学校給食費ですが、1 節学校給食費は、小・中学校での喫食見込み数の減により前年度比 24 万 1 千円の減、2 節幼稚園給食費は、喫食見込み数の増、及び滞納分徴収額の増により前年度比 103 万円の増となり、前年度比 78 万 9 千増の 7,989 万 4 千円を計上しております。

5 目雑入ですが、前年度比 592 万 2 千円増の 6,666 万 8 千円を計上しております。

増減の主なものとしましては、30 ページの資源ごみ回収売却益が 199 万 8 千円の減、光ケーブル移転補償金が 702 万 5 千円の全額増、31 ページの後期高齢者健康診査委託料が 22 万円の減、湯川村学校給食業務受託料が 65 万 7 千円の減、32 ページの福島県後期高齢者医療広域連合保険者インセンティブ交付金は 47 万 6 千円の増、保健事業と介護予防の一体的な実施に係る委託料 50 万円の増、土地開発公社の解散に伴う返還金 90 万円が全額増などであります。

次に 21 款町債につきましては、地方債でご説明したとおりでございます。

34 ページをご覧ください。

町債の総額は前年度比 2 億 4,524 万 7 千円増の 5 億 5,541 万円となっております。

歳入は以上です。

次に、3 歳出について、ご説明申し上げます。

35 ページをご覧ください。

1 款 1 項 1 目議会費は前年度比 355 万 7 千円減の 8,638 万 2 千円を計上しました。2 節給料及び 3 節職員手当等は職員 1 名減により 589 万 1 千円の減となっております。

36 ページをご覧ください。

4 節共済費の議員共済会負担金は、算出係数の変更により 66 万 5 千円の減となっております。7 節報償費及び 12 節委託料の肖像画は議員永年勤続功労者表彰のため全額増となっております。また、12 節委託料の広報紙面電子化業務は、議会報の発行も通算 200 号となったことから、これまで発行した議会報を後年に残すため、電子データ化するための委託料で全額増となっております。

37 ページをご覧ください。

2 款 1 項 1 目一般管理費は、前年度比 3,160 万 2 千円増の 6 億 7,929 万 6 千円を計上しております。

2 節給料及び 38 ページ 3 節職員手当等は職員 1 名増などから 2,873 万 8 千円の増となっており、このうち 39 ページの退職手当組合負担金の一般職分が 2,610 万円の増となっております。

39 ページ中段をご覧ください。

4 節共済費ですが、職員共済組合負担金は 1,382 万 5 千円の減となりましたが、会計年度任用職員につきましては、雇用期間等の要件により社会保険料から共済組合負担金に振り替えられ 1,235 万 2 千円の増となっております。

40 ページをご覧ください。

7 節報償費の健康管理医は、メンタルヘルス対応として新たに産業医へ依頼することにより 46 万 8 千円の増などとなっております。また、ふるさと納税額の増により寄附者への報償費は 142 万 8 千円の増となっております。

41 ページをご覧ください。

10 節需用費の燃料費は 58 万 7 千円の減、施設修繕は、本庁舎のボイラー及び電気設備の修繕完了に伴い 198 万 1 千円の減となっております。

42 ページをご覧ください。

12 節委託料の、廃棄物処理は温泉施設の PCB の処分料となります。また、職員健診等は生活習慣病の単価増などにより 89 万 2 千円の増となっております。

43 ページをご覧ください。

13 節使用料及び賃借料の有料道路通行料は 13 万 2 千円の減、ライセンス使用料は、ふるさと納税ポータルサイトのふるさとチョイスの使用料で納税額の増加により 8 万 2 千円の増となっております。

14 節工事請負費は本庁舎及び東分庁舎の下水道接続工事費となっております。

18 節負担金補助及び交付金の下水道受益者負担金は本庁舎及び東分庁舎が下水道供用区域に入ることに伴う負担金で 97 万 6 千円が全額増となっております。

44 ページをご覧ください。

同節交付金の職員互助会交付金は市町村共済組合負担金の増により 38 万 5 千円の増となっております。

2 目文書広報費は、前年度比 857 万 8 千円増の 1,295 万 8 千円を計上しました。12 節委託料の広報紙面電子化業務は、昭和 35 年から発行している町広報紙を後年に残すため、電子データ化する委託料で 858 万円が全額増となっております。

次に 3 目財政管理費は、封筒印刷費の増などにより前年度比 6 万 4 千円増の 182 万 6 千円を計上しております。

45 ページをご覧ください。

4 目会計管理費は、114 万 2 千円増の 350 万 5 千円を計上しました。11 節役務費の指定金融機関事務取扱は委託の内容見直しにより人件費が増となり 110 万円が増となっております。

次に 5 目財産管理費は、前年度比 12 万 3 千円減の 6,445 万 5 千円を計上しました。

46 ページをご覧ください。

14 節工事請負費の施設整備は旧若宮・片門小学校の維持管理費の節減のため低圧受電化工事を実施するものです。24 節積立金の財政調整基金は、昨年度のふるさと納税等の寄附金分などを計上いたしました。なお、前年度余剰金による積立は 6 月補正で行うため当初では実施しないことといたしましたため対前年度比は 1,390 万 7 千円の減となっております。

公共施設整備基金は、旧中岩田団地の売却に伴う収入等の積立てにより 1,845 万 9 千円の増となっております。

47 ページをご覧ください。

6 目企画費は、前年度比 1,298 万 4 千円増の 1 億 3,082 万 2 千円を計上しました。1 節報酬の国土利用計画審議会委員は、国土利用計画の策定に伴う審議会開催に伴うもので 10 万 1 千円が全額増となっております。また、地域おこし協力隊は令和 2 年度から雇用している 1 名に加え、令和 3 年度中に新たに 1 名の雇用を目指し、2 名分の報酬を計上しています。2 節給与及び 3 節職員手当等は、各コミュニティセンターの会計年度任用職員人件費で、期末手当の算定増により 62 万 9 千円の増となっております。4 節共済費は、地域おこし協力隊 2 名分の社会保険料で全額増となっております。

48 ページをご覧ください。

10 節需要費の施設修繕費は、金上コミュニティセンターの大会議室及び廊下等の照明器具改修、一番奥にあります展示室を改修しロビー化する修繕費などにより 155 万 8 千円の増となっております。

49 ページをご覧ください。

12 節委託料の廃棄物処理は、旧若宮小学校の裏庭に不法投棄されたタイヤ等の処分費で全額増となっております。

50 ページをご覧ください。

13 節使用料及び賃借料の地方バス運行維持対策定期券は、令和 2 年度の実績により 98

万1千円の増となっております。また、自動車借り上げ料及び住居等は地域おこし協力隊の雇用に伴うものです。14節工事請負費は川西コミュニティセンター・金上コミュニティセンターのトイレの洋式化改修及び金上コミュニティセンター講義室へのエアコン設置を実施するものでございます。17節備品購入費はテレワークセンターの新築に伴う備品の購入費で255万7千円が全額増となっております。

51 ページをご覧ください。

18節負担金補助及び交付金は、市町村生活バス路線運行負担金は令和2年度の実績から56万1千円の増、「人の駅・川の駅・道の駅」推進事業は納品業者さんが使用する駐車場の修繕に伴い、湯川村と折半し200万円が増となっております。

52 ページをご覧ください。

7目交通安全対策費は、前年度比15万1千円減の203万7千円を計上しました。14節工事請負費は、道路反射鏡2ヵ所の工事費で7万7千円の増となっております。18節負担金補助及び交付金の両沼地区交通安全対策推進協議会は活動縮小により21万6千円減となっております。

53 ページをご覧ください。

8目電算管理費は、前年度比672万2千円増の8,286万8千円を計上しました。10節需用費の施設修繕料は、只見川河川整備事業に伴う光ケーブル移転工事費で697万6千円が全額増となっております。

54 ページをご覧ください。

13節使用料及び賃借料の電子計算機器等は、令和2年度の業務システムの一部更改に伴い196万6千円の増、18節負担金補助及び交付金の地方公共団体システム機構負担金は、社会保障・税番号制度システム開発に関する経費の減等により205万9千円の減となっております。

次に9目地方創生費は、移住・定住促進事業であります。前年度比110万円増の179万6千円を計上しました。

55 ページをご覧ください。

18節負担金補助及び交付金の移住支援金は、首都圏より福島県の指定する企業に就職し定住する方を対象に1世帯当たり100万円を補助するもので全額増となっております。なお、町の負担分は4分の1となります。

10目新庁舎建設費は、前年度同額の計上となり、引き続き建設手法の調査・研究を進めてまいります。

56 ページをご覧ください。

2款2項1目税務総務費は前年度比174万5千円増の7,199万2千円を計上しました。2節給料及び3節職員手当等は87万3千円の増となっております。7節報償費の納税組合報償金は、令和2年度に実施した補助金の見直しにより、歳出科目の変更を行ったものであり全額増となっております。

57 ページをご覧ください。

12節委託料のシステム改修は税制改正等に伴いますシステム改修で144万4千円の減

となっております。

58 ページをご覧ください。

22 節償還金利子及び割引料の過誤納還付金は、近年の実績から 260 万円の増となっております。

次に 2 目賦課徴収費は、前年度比 5 万 7 千円減の 227 万 3 千円を計上しました。7 節報償費の納税組合長報償金は納税組合数の減少により 6 万 2 千円の減となっております。

59 ページをご覧ください。

2 款 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費は、前年度比 561 万円増の 4,284 万 4 千円を計上しました。2 節給料及び 3 節職員手当等は 11 万円の増となっております。また、マイナンバーカード発行枚数増に向け臨時交付窓口を設置することから会計年度任用職員 1 名を雇用し人件費として 298 万 1 千円が全額増となっております。

60 ページをご覧ください。

11 節役務費はマイナンバーカードの発行枚数の増加に向けた取り組みとして、未申請者に個別に通知を出すため 87 万 3 千円の増となっております。13 節使用料及び賃借料はマイナンバーカード発行の臨時窓口設置に伴い増設する機器の賃借料として 78 万円の増となっております。

61 ページをご覧ください。

18 節負担金補助及び交付金の地方公共団体情報システム機構負担金は個人番号カードの発行枚数の増により 228 万 1 千円の増となっております。

次に 2 款 4 項 1 目選挙管理委員会費は、前年度比 3 万 2 千減の 734 万 4 千円を計上しました。2 節給料及び 3 節職員手当等は 2 万 3 千円の増、その他の経費は選挙管理委員の改選完了に伴う需用費の減等により、5 万 5 千円の減となっております。

62 ページをご覧ください。

2 目選挙啓発費は、前年度同額の 3 万 4 千円を計上いたしました。

63 ページをご覧ください。

3 目衆議院議員総選挙費は令和 3 年 10 月 21 日に任期満了となる衆議院議員の選挙費で全額増となっております。

65 ページをご覧ください。

4 目会津坂下町長選挙費は、令和 3 年 6 月 15 日に任期満了となる会津坂下町長の選挙費で全額増となっております。

67 ページをご覧ください。

2 款 5 項 1 目統計調査総務費は前年度比 306 万 9 千円減の 396 万 6 千円を計上しました。2 節給料及び 3 節職員手当等で 305 万 2 千円の減となっております。

次に 2 目総務統計費は経済センサス活動調査の実施により、前年度比 102 万 3 千円増の 109 万 4 千円を計上しました。

68 ページをご覧ください。

3 目商工統計費は経済センサス活動調査の実施により工業統計調査が休止となることから、前年度比 9 万 6 千円減の 3 千円を計上しました。

次に4目教育統計費は、学校基本調査で前年同額の7千円を計上しました。

なお、国勢調査費及び農林統計費は、調査完了のため全額減となっております。

次に2款6項1目監査委員費は、議会選出監査委員の改選に係る経費の減等により前年度比4万4千円減の72万1千円を計上しました。

69ページをご覧ください。

3款1項1目社会福祉総務費は前年度比7,503万3千円増の8億2,401万6千円を計上しました。2節給料及び3節職員手当等の職員分は45万9千円の減、会計年度任用職員1名分で2万3千円が減となっております。

70ページをご覧ください。

4節共済費は会計年度任用職員の社会保険料が共済組合負担金となり14万7千円の増となっております。

71ページをご覧ください。

18節負担金補助及び交付金の県後期高齢者医療広域連合負担金は15万1千円の増、後期高齢者医療療養給付費は5,175万1千円の増となっております。

27節繰出金の国民健康保険特会繰出は被保険者や軽減世帯の減により保険基盤安定分は減となっているものの、健康管理センターのキュービクル改修工事が必要なことから153万8千円の増となっております。

72ページをご覧ください。

後期高齢者医療特別会計繰出金は保険基盤安定分の減により132万5千円の減、介護保険特会繰出は居宅介護、施設介護、地域密着介護など各サービス利用者の増加により2,349万2千円の増となっております。

次に2目障がい者福祉費は、前年度比2,990万1千円増の3億7,532万7千円を計上しました。

73ページをご覧ください。

12節委託料の福祉ホーム事業は障がい者の施設入所費で新規1名分が全額増となっております。また障害支援区分認定審査会委託料は1件当たりの単価の増により11万8千円が増となっております。19節扶助費の重度障害者支援事業は高齢者の入院患者数の増により175万6千円の増、自立支援医療は人工透析患者数の増などにより544万4千円の増、自立支援給付費は居宅介護、就労支援サービス利用件数の増加等により1,975万3千円の増となっております。

74ページをご覧ください。

障がい児給付費は児童発達支援利用者の増などで293万4千円の増となっております。

次に3目老人福祉費は、前年度比29万4千円増の5,621万5千円を計上しました。

75ページをご覧ください。

19節扶助費の長寿祝い金は100歳のお祝い金該当者数の増加により36万円の増となっております。

次に4目国民年金費は、消耗品費の減により前年度比7万6千円減の3万5千円を計上しました。

76 ページをご覧ください。

3 款 2 項 1 目児童福祉総務費は、前年度比 1 万 1 千円増の 3,841 万 4 千円を計上しました。2 節給料及び 3 節職員手当等は会計年度任用職員で 17 万 7 千円の減となっております。

77 ページをご覧ください。

10 節需用費の施設修繕はわんぱく南クラブの教室の水道修繕で 29 万 2 千円の増となっております。

79 ページをご覧ください。

14 節工事請負費の施設整備は子育てふれあい交流センターの 4 部屋にカーテンを設置する工事費であります。

次に 2 目児童措置費は児童手当対象児童の減により前年度比 1,567 万 9 千円減の 1 億 9,406 万 6 千円を計上しました。

次に 3 目母子福祉費は、乳幼児・児童医療費の減などにより前年度比 161 万 4 千円減の 5,879 万 3 千円を計上しました。

次に 4 目児童福祉施設費は、前年度比 141 万 4 千円増の 3 億 1,725 万 3 千円を計上しました。

80 ページをご覧ください。

1 節報酬、2 節給料、3 節職員手当等においては職員及び会計年度任用職員の人件費で職員 1 名減などにより 212 万 3 千円の減となっております。

82 ページをご覧ください。

10 節需用費の施設修繕はプールフェンス修繕及び消火栓ポンプの蓄電池交換となっております。

12 節委託料の給食業務は、入所者数の減による喫食数の減により 36 万 5 千円の減となっております。

84 ページをご覧ください。

3 款 3 項 1 目災害救助費は、前年度同様、存目で 1 千円を計上しました。

次に 4 款 1 項 1 目保健衛生総務費は前年度比 1 億 1,531 万 5 千円増の 2 億 3,036 万 3 千円を計上しました。2 節給料及び 3 節職員手当等は、職員は 1 名減により 688 万 4 千円の減、会計年度任用職員は栄養士 1 名の増で 292 万 9 千円の増となっております

85 ページをご覧ください。

18 節負担金補助及び交付金の坂下厚生総合病院建設負担金は坂下厚生総合病院の新築に伴う建設負担金であり、近隣の関係市町村で建設費用の 10%を負担するものであります。このうち本町の負担分は約 7 割の約 6 億 1,700 万円となっており、令和 3 年度から 10 年間で分割して負担するもので、令和 3 年度分として過疎債を活用し 1 億 1,731 万 6 千円を計上するものでございます。

86 ページをご覧ください。

2 目予防費は、前年度比 681 万 1 千円増の 8,867 万 5 千円を計上しました。

87 ページをご覧ください。

11 節役務費の郵券代は、風しんの追加的対策及び食育推進事業のアンケート調査実施により 32 万 8 千円の増となっております。

12 節委託料の健康診査は令和 2 年度実績により 36 万 3 千円の減、データ入力業務は食育推進事業のアンケート入力で全額増、妊婦等健康診査は 20 週前後健診及び産後 2 週間健診の追加により 159 万 1 千円の増、システム改修業務は社会保障・税番号制度対応に伴う検診結果標準化対応のためのもので全額増、予防接種は令和 2 年 10 月から開始されたロタウイルスの対象者の増等により 280 万 7 千円の増となっております。

88 ページをご覧ください。

3 目環境衛生費は、前年度比 32 万 4 千円増の 2,487 万 1 千円を計上しました。

2 節給料、3 節職員手当等、4 節共済費は会計年度任用職員の人件費で 11 万 5 千円の増となっております。7 節報償費の資源ごみ回収は令和 2 年度実績から 10 万円の減となっております。

89 ページをご覧ください。

12 節委託料の騒音調査は隔年で実施しているもので、令和 3 年度は実施年となっていることから全額増、一人暮らし世帯ごみ回収事業は令和 2 年度実績から 36 万 2 千円の減となっております。

90 ページをご覧ください。

17 節備品購入費は全額増となっており、一般機械器具は、カラス撃退用のレーザーポインタ購入費で、自治会へ貸し出しを行い広域的取り組みで追い払いを実施するものがあります。また、電気機器は高圧洗浄機であり、カラスの糞害による歩道等の清掃を行う自治会へ貸し出しを行うものであります。

次に 4 目斎苑管理運営費は、前年度比 66 万 3 千円増の 4,675 万 5 千円を計上しました。

12 節委託料の会津西部斎苑管理運営は 43 万 7 千円の増、14 節工事請負費は火葬炉の補修、受電設備更新工事により 169 万 8 千円の増となっております。18 節負担金補助及び交付金の会津西部斎苑連絡協議会負担金は過年度の火葬炉等修繕工事等の実績により 126 万 5 千円の減となっております。

次に 5 目新型コロナウイルス感染症対策費は、令和 2 年度から継続して新型コロナウイルス感染症への対策を実施するために新規で 6,805 万 9 千円を計上しております 10 節需用費は、保育所・幼稚園、小・中学校などの保育・教育施設及び役場庁舎、各コミュニティセンター、子育てふれあい交流センターなどの公共施設での消毒液等の消耗品購入費、及び広報の印刷費を計上したものでございます。

91 ページをご覧ください。

11 節役務費は、連携外市町村でのワクチン接種における国保連の手数料を計上したものであります。

12 節委託料の通学運転業務は、通学バス内の密を防ぐためにバスの台数を増やすことに伴う委託料、予防接種はワクチン接種にかかる委託料、発熱外来設置・運営業務は坂下厚生総合病院で実施している発熱外来を継続して設置・運営するための委託料を計上したものであります。

17 節備品購入費は、小中学校の特別教室等への空気清浄器設置にかかる購入費を計上したものでございます。

次に4款2項1目塵芥し尿処理費は、前年度比1,388万5千円増の1億9,166万7千円を計上しました。10節需要費の施設管理用品は、各集積所の資源物回収容器の劣化による買い替えなどにより16万5千円が増となっております。

92 ページをご覧ください。

12 節委託料のごみ危険物不法投棄処理業務は大村林道に不法投棄されているごみの回収処分などにより17万6千円の増、資源物分別処理業務は人件費等の増により71万9千円の増となっております。18 節負担金補助及び交付金の会津若松地方広域市町村圏整備組合負担金は「新し尿処理施設管理運営費」が増額となり1,198万7千円の増となっております。

93 ページをご覧ください。

5 款1項1目労働諸費は、前年度比18万3千円減の801万3千円を計上しました。12 節委託料の勤労者互助会事務は、令和2年度に実施した補助金の見直しにより、業務の内容から科目の変更を行ったものであります。また、勤労者交流センターの浄化槽管理費などの維持管理費につきましては、朝立区へ施設を譲渡を予定しているため全額減となっております。

次に6款1項1目農業委員会費は、前年度比6万4千円減の624万7千円を計上しました。

94 ページをご覧ください。

12 節委託料は、新しい農地情報公開システムへのデータ移行業務として32万8千円が増となっております。

次に2目農業総務費は、前年度比351万9千円減の6,010万9千円を計上しました。2 節給料及び3 節職員手当等は290万6千円の減となっております。

96 ページをご覧ください。

3 目農業振興費は、前年度比1,642万1千円減の9,621万2千円を計上しました。1 節報酬の鳥獣被害対策実施隊は、令和2年度の実績見込みにより72万円の増となっております。

97 ページをご覧ください。

18 節負担金補助及び交付金の会津地域鳥獣被害防止広域対策推進協議会負担金は、近年の有害鳥獣の出没回数の急増を受け、会津管内の市町村で実施隊が利用するライフル・スラッグ弾射撃場を整備するための負担金で全額増。

98 ページをご覧ください。

水田農業改革支援事業補助金は会津みどり地域農業再生協議会への補助金で補助内容の見直しにより681万8千円の減となっております。

地域担い手育成支援事業補助金は農業用機械の購入にかかる補助金で、申請予定内容により1,128万4千円の減、農業次世代人材投資事業補助金は対象者の増により225万円の増、狩猟免許取得費等補助金は、新規2名分を見込み31万4千の増、有害鳥獣侵

入防止柵購入補助金は新たな補助金の創設により 50 万円が増となっております。

次に 4 目畜産業費は、前年度比 7 千円増の 50 万円を計上しました。

99 ページをご覧ください。

5 目農地費は、前年度比 915 万 8 千円増の 2 億 3,137 万円を計上しました。2 節給料及び 3 節職員手当等は 83 万円の減となっております。

100 ページをご覧ください。

12 節委託料の基幹水利施設管理委託料は国の長寿命化事業の実施に伴い放流設備点検維持費が不要となったため 111 万 6 千円の減、農道橋梁点検は高速道路を横断している本名地内の農道の点検にかかる委託料で 225 万 5 千円が全額増となっております。14 節工事請負費は、太田賀長井線水路内の堆積土砂撤去工事で全額増となっております。18 節負担金補助及び交付金の基幹水利施設管理事業は、富川・八方頭首工及び新宮川ダムの管理にかかる負担金で 111 万 6 千円の減、防災ダム事業は鶴沼防災ダムの堆積土砂処理の設計にかかる負担金で 160 万 2 千円が全額増となっております。

101 ページをご覧ください。

河川応急対策事業は栗村地区の県営農業用河川工作物関連応急対策事業にかかる負担金で 192 万円の増となっております。また、多面的機能支払交付金事業補助金は広域化取り組み支援費などの増により 446 万 6 千円の増となっております。27 節繰出金の農業集落排水事業特別会計への繰出金は、使用料の見直しによる減収等により 429 万 9 千円の増となっております。

次に 6 目国土調査費は 3 節職員手当等が 5 万 3 千円の増、過年度数値情報化機器システムの賃借料の全額減により前年度比 2 万 8 千円減の 75 万 9 千円を計上しております。

102 ページをご覧ください。

6 款 2 項 1 目林業振興費は、前年度比 775 万 7 千円減の 5,249 万 3 千円を計上しました。12 節委託料のふくしま森林再生整備事業は、県補助事業で 716 万 7 千円の減となっております。

103 ページをご覧ください。

18 節負担金補助及び交付金の緑資源幹線林道会津坂下・新鶴区間受益者組合補助金が 54 万 8 千円の減、森林環境教育補助金が 13 万 4 千円の減となっております。

次に 7 款 1 項 1 目商工総務費は、2 節給料及び 3 節職員手当等で 169 万 9 千円の減などにより、前年度比 187 万 7 千円減の 3,010 万 6 千円を計上しました。

104 ページをご覧ください。

2 目商工業振興費は、前年度比 51 万 1 千円増の 3,520 万 7 千円を計上しました。

106 ページをご覧ください。

18 節負担金補助及び交付金の物産販路拡大負担金はトップセールス活動に関するもので農業振興費の販路拡大事業を統合したことにより全額増となっております。

商工会事業負担金は、令和 2 年度に開催予定であった「全会津商工観光推進大会」がコロナの影響で令和 3 年度に延期となったことから再計上したものでございます。

また、補助金の中小企業融資利子補給金は 18 万 6 千円の減、福島県信用保証協会信用

保証料は令和2年度実績見込みにより29万円の増、空店舗等利活用事業補助金は新規1件の予定で21万6千円の増となっております。

次に3目観光費は、前年度比50万8千円増の2,286万1千円を計上しました。

107ページをご覧ください。

10節需用費の啓発資材は、東北デスティネーションキャンペーンの実施などにより16万3千円の増となっております。11節役務費の翻訳料は、観光パンフレットの外国語翻訳料として全額増となっております。

109ページをご覧ください。

12節委託料の祭り・イベント事業運営費は、観光物産協会への委託料となりますが、令和2年度の補助金見直しにより、補助金から委託料に科目を変更したものでございます。

4目スキー場管理運営費は、前年度比9千円増の176万5千円を計上しました。

次に5目温泉施設管理費は、12節委託料のコロナの影響による糸桜里の湯ばんげ管理運営の増、源泉地賃借料の値上げなどにより、前年度比175万円増の5,555万8千円を計上しました。

次に、8款1項1目土木総務費は、職員1名の減による2節給料及び3節職員手当等の減などにより前年度比590万6千円減の3,044万7千円を計上しました。

111ページをご覧ください。

8款2項1目道路橋りょう総務費は、道路愛護団体への報奨金で、前年度同額の39万円を計上しました。

2目道路維持費は、前年度比1,990万2千円増の1億9,505万8千円を計上しました。

112ページをご覧ください。

10節需用費の除雪車用消耗品は30万円の増となっております。また、修繕料の道路は牛川、羽林の2項道路の整備費となっております。

113ページをご覧ください。

12節委託料の道路台帳整備は、現況調査により修正が必要となった高寺地区の道路台帳の整備委託として1,215万4千円が全額増、防雪柵設置及び撤去委託が労務単価の増により490万6千円の増となっております。17節備品購入費の一般車両は8トン級除雪ドーザ1台の更新を予定しているものでございます。

114ページをご覧ください。

3目道路新設改良費は、前年度比410万円増の2,460万円を計上しました。14節工事請負費の道路整備工事費は南幹線ほか14路線の舗装整備費で340万円の増、18節負担金補助及び交付金の生活道路舗装は勝方区での補助20万円の増、21節補償補てん及び賠償金は、新町東裏通線での電柱移転補償で50万円の増となっております。

4目街路灯費は、前年度比137万4千円減の1,506万7千円を計上しました。10節需用費の電気料は72万7千円の減、修繕料は53万1千円の減、14節工事請負費の街路灯新設改良工事は10万5千円の減となっております。

5目防雪サブセンター管理費は、前年度比1万6千円減の103万4千円を計上しまし

た。

115 ページをご覧ください。

6 目橋りょう新設改良費は、国土交通省令に基づき実施している橋りょうの点検及び修繕事業で、10 橋の点検業務で 1,900 万円、及び長井橋の修繕工事 3,100 万円で、前年度比 200 万円増の 5,000 万円を計上しました。

次に 8 款 3 項 1 目河川総務費は、県委託の河川浄化業務が令和 2 年度実績見込みから前年度比 4 万 5 千円増の 304 万 4 千円を計上しました。

116 ページをご覧ください。

2 目河川維持費は前年度比 614 万 1 千円増の 1,214 万 1 千円を計上しました。準用河川堆積土砂の除去は 5 ヶ所実施予定で 150 万円の増、災害防除や護岸の維持工事は 3 ヶ所実施で 464 万 1 千円の増となっております。

次に 8 款 4 項 1 目都市計画総務費は職員 1 名減による 2 節給料及び 3 節職員手当等の 631 万 2 千円の減などにより、前年度比 630 万 8 千円減の 2,518 万 3 千円を計上しました。

117 ページをご覧ください。

2 目土地区画整理費は 27 節繰出金の坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計繰出金として、前年度比 175 万 1 千円減の 9,637 万 5 千円を計上しました。

3 目街路事業費は坂下南幹線水道管布設負担金として前年度同額の 371 万 6 千円を計上しました。

4 目下水道費は下水道特別会計繰出金で、事業費の増により前年度比 145 万 4 千円増の 1 億 2,373 万 2 千円を計上しました。

5 目都市下水路費は用水路整備工事の全額減により前年度比 148 万円減の 262 万 9 千円を計上しております。

118 ページをご覧ください。

6 目公園費は、前年度比 479 万 8 千円増の 4,599 万 9 千円を計上しました。10 節需用費の施設修繕は、消防施設点検で指摘のあった BMI 鶴沼球場及び町民プールの誘導灯修繕等で 81 万 4 千円の増となっております。11 節委託料の廃棄物収集・運搬は、鶴沼緑地公園の刈り取った草の処分料で、これまでは大村区の共有地で処分していただいていたのですが、来年度より使用できなくなったことから予算を計上したものでございます。

119 ページをご覧ください。

14 節工事請負費は令和 2 年度に実施した遊具点検の結果修繕が必要と診断された遊具の改修・撤去で 412 万 4 千円、ステーション南公園、しんとみふれあい公園の外灯 LED 化工事で 82 万 8 千円を計上したものであります。

7 目街なみ環境整備事業費は、前年度同額の 17 万 4 千円を計上しました。

120 ページをご覧ください。

8 款 5 項 1 目住宅管理費は、前年度比 1,135 万 1 千円増の 4,652 万 3 千円を計上しました。10 節需用費の施設修繕は中岩田南 7 号棟・8 号棟のエレベータ修繕、新中岩田 4

号棟から7号棟及び中岩田南1号棟から8号棟の火災警報器の更新、古町川尻団地1号棟・4号棟の給水管工事に伴うタンク修繕で459万7千円の増となっております。

121 ページをご覧ください。

14 節工事請負費の町営住宅改修工事は、古町川尻団地1・4号棟給水設備工事、古町川尻団地2号棟換気扇交換工事、新中岩田団地1号棟換気扇交換工事で726万円の増となっております。

次に9款1項1目非常備消防費は、1,515万5千円増の3億3,439万8千円を計上しました。

122 ページをご覧ください。

7 節報償費の防災訓練等は、総合防災訓練実施に伴い43万円の増となっております。10 節需用費の被服等は幹部の交代及びポンプ操法競技大会選手分で16万8千円の増となっております。

123 ページをご覧ください。

印刷製本費は会津坂下町国土強靱化地域計画に伴い20万円の増、施設修繕は防災行政無線卓用UPSバッテリー交換等により50万円の増となっております。11 節役務費の無線免許更新は、デジタル広域無線の更新申請手数料で42万5千円の増となっております。

124 ページをご覧ください。

18 節負担金補助及び交付金の会津若松地方広域市町村圏整備組合負担金は美里消防署新築負担により1,438万2千円の増となっております。

2 目消防施設費は、乾燥塔設置工事1カ所130万円の増及び消火栓維持管理費負担金の増により、前年度比235万円増の357万円を計上しました。

125 ページをご覧ください。

3 目水防費は前年度同額の8万6千円を計上しました。

次に10款1項1目教育委員会費は、教育委員の費用弁償の減などにより、前年度比2万8千円減の99万9千円を計上しました。

126 ページをご覧ください。

2 目事務局費は、前年度比818万7千円増の5,604万9千円を計上しました。

1 節報酬の学校運営協議会委員は、コミュニティスクールの取り組みに向けた協議を実施するもので全額増となっております。また、学校教育アドバイザー報酬は勤務日数の増などにより17万円の増となっております。2 節給料及び3 節職員手当等は職員1名増により701万8千円の増となっております。

129 ページをご覧ください。

3 目子ども支援費は、職員1名増による2 節給料及び3 節職員手当等の681万1千円の増などで、前年度比680万1千円増の4,778万円を計上しました。

130 ページをご覧ください。

10 款2 項1 目学校管理費は、前年度比1,095万6千円増の6,328万1千円を計上しました。

131 ページをご覧ください。

10 節需用費 施設修繕料は坂下南小学校の電気工作物点検で指摘のあった区分閉器の修繕等により 102 万 3 千円の増となっております。11 節役務費の遠距離通学用定期券等は対象者の減などにより 22 万 4 千円の減となっております。

132 ページをご覧ください。

12 節委託料の用務員は単価の増により 14 万円の増、測量設計委託は坂下南小体育館の LED 化工事の設計で 48 万 4 千円の増となっております。

133 ページをご覧ください。

14 節工事請負費は、坂下南小体育館の LED 化工事及び小学校 2 校への防犯カメラ設置工事で 714 万 1 千円が全額増となっております。17 節備品購入費は、小学校 3 学年・4 学年の机・椅子の更新のため 647 万 8 千円を計上しました。

134 ページをご覧ください。

2 目教育振興費は、前年度比 526 万 8 千円減の 2,407 万 7 千円を計上しました。1 節報酬は特別支援教育支援員 1 名増の 5 名分の報酬となっております。10 節需用費の教師用教科書及び指導書は教科書の改訂に伴う教師用教科書及び指導書の購入を令和 2 年度に実施したため 1,078 万 3 千円の減となっております。13 節使用料及び賃借料のライセンスは、タブレットを活用した教師用電子教科書及びドリル教材の使用料として 99 万 1 千円が全額増となっております。

135 ページをご覧ください。

19 節扶助費の就学援助費は、対象児童の増により 104 万 1 千円の増となっております。次に 10 款 3 項 1 目中学校費の学校管理費は、前年度比 15 万 9 千円減の 3,938 万 1 千円を計上しました。10 節需用費の施設修繕料は放送機器の改修により 122 万 2 千円の増となっております。

136 ページをご覧ください。

11 節役務費は、遠距離通学用定期券等は対象者の減などにより 46 万 8 千円の減となっております。

137 ページをご覧ください。

18 節負担金補助及び交付金の両沼中学校体育連盟負担金はコロナの影響による事業費の繰り越しにより 12 万 7 千円の減となっております。

138 ページをご覧ください。

2 目教育振興費は、前年度比 1,212 万 2 千円増の 3,316 万 1 千円を計上しました。10 節需用費の教師用教科書及び指導書は「教科書の改訂」に伴う購入費 522 万 5 千円が全額増となっております。12 節委託料の電子計算機器保守はタブレット端末保守・運用業務の追加により 67 万 1 千円の増、また、授業での ICT 支援員の委託で 368 万 3 千円が全額増となっております。13 節使用料及び賃借料のライセンスはタブレットを活用した教師用電子教科書及びドリル教材の使用料として 144 万 3 千円が全額増となっております。また、電子計算機器等は令和 2 年度に更新した授業支援システムのライセンス分の追加などにより 20 万 6 千円の増となっております。

139 ページをご覧ください。

19 節扶助費の就学援助費及び特別支援教育就学奨励費は対象見込数の増により 104 万 7 千円が増となっております。

次に 10 款 4 項 1 目幼稚園費は、前年度比 334 万 8 千円増の 2 億 542 万 3 千円を計上しました。2 節給料、3 節職員手当等は、職員及び会計年度任用職員分で会計年度任用職員の増等により 1,058 万 6 千円の増となっております。

141 ページをご覧ください。

10 節需用費の光熱水費は、コロナウイルスの感染防止のための空気清浄器の使用やこまめな手洗いの実施などによる令和 2 年度実績見込みから 86 万 7 千円の増となっております。また、施設修繕は、東幼稚園駐車場の車止め修繕及び床下点検口の設置、南幼稚園の保育室フローリングの修繕により 102 万 7 千円の増となっております。

142 ページをご覧ください。

12 節委託料の冷暖房保守点検は、通常の点検に加え清掃を追加したことにより 88 万円の増となっております。

通園運転業務は乗車園児数により路線数の見直しを行ったことにより 950 万 3 千円の減となっております。

143 ページをご覧ください。

10 款 5 項 1 目社会教育総務費は前年度比 35 万 3 千円減の 4,026 万 8 千円を計上しました。2 節給料及び 3 節職員手当等は 66 万 8 千円の減となっております。

144 ページをご覧ください。

10 節需用費の成人式生花及び 145 ページの 13 節使用料及び賃借料の成人式用品は、コロナの影響により令和 2 年度の成人式が延期となったことから 2 年分の予算を計上したものでございます。

145 ページをご覧ください。

2 目公民館費は、中央公民館のエレベータ改修工事及びキュービクル改修工事の完了などにより前年度比 585 万 8 千円減の 1,617 万 9 千円を計上しました。

148 ページをご覧ください。

3 目町史編さん費は前年度比 147 万 6 千円減の 88 万 2 千円を計上しました。11 節役務費の筆耕料は、第 1 巻通史編及び第 5 巻自然編の一部の筆耕依頼に係るもので 55 万円が全額増となっております。

また、会計年度任用職員の人件費を補助事業に繰替えたことなどにより 196 万 3 千円の減となっております。

次に 4 目埋蔵文化財発掘調査費は、前年度比 398 万 8 千円増の 2,223 万 6 千円を計上しました。1 節報酬から 3 節職員手当等は、発掘調査員、整理作業員である会計年度任用職員分となりますが 104 万 1 千円の増となっております。

149 ページをご覧ください。

7 節報償費は、埋蔵文化財センターでの講演会実施の減により 35 万円の減となっております。10 節需用費の消耗品は体験学習会の開催などにより 55 万円の増、印刷製本費

は境ノ沢古墳群報告書発行にかかる増などで40万1千円の増となっております。

150 ページをご覧ください。

12 節委託料の文化財保存業務は、青木遺跡等の出土品保存業務委託で全額増となっております。13 節使用料及び賃借料の電子計算機器等は出土品にラベリングする機器で47万2千円の増となっております。5 目指定文化財管理費は、会計年度任用職員1名の雇用及び旧五十嵐家住宅屋根改修工事の実施、恵隆寺の県指定重要文化財木造二十八部衆立像修繕補助金などにより前年度比1,137万円増の1,477万8千円を計上しました。

152 ページをご覧ください。

6 目美術館費は、前年同額の147万4千円を計上しました。

153 ページをご覧ください。

10 款6 項1 目保健体育総務費は、前年度比64万1千円減の1,679万2千円を計上しました。2 節給料及び3 節職員手当等は職員人件費の増及び会計年度任用職員1名の人件費減により110万円の減となっております。

154 ページをご覧ください。

12 節委託料のスポーツ振興事業は、スポーツクラブバンビへの委託であります。市町村対抗野球チームのユニフォームの更新により51万6千円の増となっております。

155 ページをご覧ください。

2 目学校給食費は、前年度比493万円減の1億9,824万6千円を計上しました。2 節給料及び3 節職員手当等では366万4千円の減となっております。

156 ページをご覧ください。

10 節需用費の調理用器材及び薬剤は、新たな委託契約により調理に必要な分は受託者が負担することとなったため247万7千円が減となっております。また、光熱水費は令和2年度実績見込みにより201万円の減となっております。

157 ページをご覧ください。

12 節委託料の給食運送等委託は、委託契約の見直しにより人件費分の増などから264万円の増となっております。

158 ページをご覧ください。

11 款1 項1 目農業施設災害復旧費は小災害復旧工事8件分を見込み、前年度同額の321万1千円を計上しております。

2 目林業施設災害復旧費は、町単独の復旧工事1件分を見込み、前年度同額の51万1千円を計上しました。

159 ページをご覧ください。

11 款2 項1 目公共土木施設災害復旧費は、前年度同額の51万1千円を計上しております。

12 款1 項1 目公債費の元金は、令和2年度で償還が完了した第二中学校改築事業、中村街道線整備事業分などの減額、及び令和元年度に起債した橋梁整備事業、小中学校へのエアコン設置事業や施設型給付事業などの過疎ソフト事業の償還が開始となることから前年度比1,001万4千円減の10億4,111万1千円を計上しております。

2 目利子は、公債費に係る利子と、一時借入金利子分であり、前年度比 972 万 6 千円減の 3,792 万 4 千円を計上しております。

最後に 13 款 1 項 1 目予備費は、歳入歳出予算調整により、前年度より 585 万 6 千円増の 3,603 万 5 千円を計上いたしております。

160 ページから 169 ページは給与費明細書について。

170 ページは債務負担行為の支出額の見込み及び支出予定額等に関する調書。

171 ページは地方債の現在高の見込みに関する調書を掲載しております。

さらに、別冊で配布しております「令和 2 年度一般会計歳入歳出予算資料」は、前年度対比表、性質別分類表、重点事業及び建設事業について掲載してございますので、参考にしていただければ幸いです。

説明は、以上です。

◎議長（水野孝一君）

休憩のため休議といたします。

（午後 2 時 16 分）

再開は 2 時半といたします。

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午後 2 時 30 分）

次に、議案第 18 号から議案第 20 号について説明願います。

◎生活課長（村山隆之君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

村山生活課長。

◎生活課長（村山隆之君）

議案 18 号「令和 3 年度会津坂下町国民健康保険特別会計予算」についてご説明申し上げます。

令和 3 年度会津坂下町の国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによりたいというものであります。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 18 億 3,722 万 5 千円としたいというものであります。第 2 項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」によりたいというものであります。

第 2 条は、歳出予算の流用であり、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりとしたいというものであります。

第 1 号として、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内での経費の各項の間の流用について定めており、第 2 号とし

て、保険給付費の各項に計上した予算額に、過不足を生じた場合における、同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用について、定めております。

まず概要についてご説明申し上げます。

平成30年度から県が示す標準保険税率を参考に、各市町村が保険税の算定をしておりますが、令和3年度につきましては、介護保険負担分の税率が大きくなったため、税率総額としては対前年度比0.76%増を見込みました。

また、医療費につきましては、新型コロナウイルス感染症の関係で、令和2年度は医療費が減少したため、保険給付費は令和2年度当初予算よりも2.2%減で見込んだところ です。

国民健康保険加入者は年々減少してきておりますが、1人当たりの医療費は増加傾向にあります。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、医療費総額は減少となる見込みです。

それでは事項別明細書により説明申し上げます。

事項別明細書の1ページをお開き願います。

1 総括として今年度と前年度予算額の比較です。

歳入ですが、1款国民健康保険税から8款諸収入まで、合計18億3,722万5千円、前年度と比較し、1,942万8千円の減です。

次に2ページの歳出です。1款総務費から9款予備費まで、歳入と同額の18億3,722万5千円です。財源内訳は国県支出金12億4,394万7千円、その他特定財源84万9千円、一般財源5億9,242万9千円です。

3ページ以降は詳細の説明となります。まず歳入です。

1款1項は国民健康保険税です。1目一般被保険者国民健康保険税3億5,315万2千円と2目退職被保険者等国民健康保険税20万3千円を合わせた合計3億5,335万5千円となり、前年度当初予算と比較すると34万円の減となります。これは県が示す標準保険料率を参考に、一般被保険者数を3,738人、世帯数を2,293と、収納率を94%で想定し積算したものです。

なお、今回算出した国保税は仮算定です。6月の第2回定例会では町民税確定による本算定をもちまして予算を見直すこととなります。

4ページをお開きください。

2款1項は使用料になります。1目保健使用料は、健康管理センターの使用料7万9千円を見込みました。

3款1項は国庫補助金で、1目災害臨時特例補助金、2目国民健康保険特別対策費補助金は存目計上となります。

5ページをお開きください。

4款1項は県補助金で、1目保険給付費等交付金12億4,354万7千円は、歳出での保険給付費に係る補助になります。

2目子どもの医療費助成事業市町村国保運営支援事業費補助金39万8千円は、減額された国庫負担金を県が補助するというものです。

6 ページをお開きください。

4 款 2 項は財政安定化基金支出金、及び 5 款 1 項財産運用収入は存目計上です。

6 款 1 項 1 目一般会計繰入金は、一定のルールに基づき 1 億 7,232 万 7 千円を町一般会計から繰り入れするものです。

内訳のうち、1 節保険基盤安定繰入金 8,847 万 3 千円は、被保険者の保険税負担を軽減するために、保険税の軽減対象となった一般被保険者の数に応じて国県から補てんされるものを一般会計で繰り入れ、国保特会に繰り出しているものです。3 節の出産育児一時金等繰入金は、歳出の出産育児一時金の 3 分の 2 にあたる額を繰り入れるものです。4 節財政安定化支援事業繰入金は、所得の少ない被保険者が多い等の理由で国保財政に影響のある市町村について、国保財政の安定化及び保険税負担の平準化のために一般会計から繰り入れるものです。その他一般会計繰入金 1,852 万 1 千円は、町独自の施策として実施している医療費無料化の分です。

7 ページをお開きください。

6 款 2 項、基金繰入金は存目計上です。

7 款 1 項は繰越金で、前年度の繰越し 6,578 万 3 千円を見込みました。

8 ページをお開きください。

8 款 1 項は延滞金加算金及び過料で、1 目一般被保険者延滞金は保険税の延滞金 53 万 4 千円を見込みました。

同じく 2 目退職被保険者等延滞金から、9 ページ 8 款 3 項 4 目退職被保険者等返納金までは、存目計上となります。

同じく 9 ページの 8 款 3 項 5 目雑入 77 万円は人間ドックの個人負担分となります。

次に歳出です。10 ページをお開きください。

1 款総務費ですが、給料、職員手当、事務費に係るものとして 15 ページまでにわたって計上しております。

15 ページをお開きください。

2 款 1 項は保険給付費の療養諸費です。今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、直近の給付実績が減となっており、令和 3 年度は対前年度比で減を見込んでおります。

1 目一般被保険者療養給付費 10 億 3,543 万 8 千円は、前年度よりも 2,475 万 1 千円の減、2 目退職被保険者等療養給付費は、存目計上となります。

16 ページをお開きください。

3 目一般被保険者療養費 338 万 2 千円は、補装具、柔道整復施術費等の保険者負担分となります。

17 ページをお開きください。

2 款 2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費 1 億 5,513 万 2 千円は、一般被保険者の医療費自己負担分が一定額以上の高額に達した場合に発生する費用で、前年度よりも 121 万円の増となります。

2 目から 4 目は一般被保険者及び退職被保険者等の高額介護合算療養費で、国保と介

護の自己負担を合算した額が自己負担限度額を超えた場合に支給されるもので、存目計上となります。

2 款 3 項移送費についても存目計上です。

18 ページをお開きください。

2 款 4 項出産育児諸費ですが、被保険者が出産した際に 1 人につき 42 万円を限度として支給するもので 10 件を見込んでおります。

2 款 5 項葬祭諸費は、被保険者が死亡した際に、葬祭費として 1 人につき 5 万円を支給します。

2 款 6 項傷病手当金は、新型コロナウイルスに感染した被用者である国保被保険者に対する手当であり、48 万円を計上しました。

19 ページをお開きください。

3 款の国民健康保険事業費納付金は、県全体の保険給付費をもとに各市町村の過去 2 年間の医療費指数と所得係数、被保険者数を用いて計算し提示された金額で、県に支出する額となります。

1 項 1 目一般被保険者医療給付費分 3 億 1,422 万円から、3 項 1 目介護納付金分 4,434 万 9 千円までの合計 4 億 6,365 万 1 千円は、県への納付金総額となりまして、対前年度比で 1,277 万 6 千円の増となります。

20 ページをお開きください。

5 款 1 項特定健康診査等事業費 1,880 万 2 千円は、特定健康診査及び特定保健指導等を実施するための費用です。

5 款 2 項保健事業費は、指導にあたる保健師、被保険者に対する医療費の通知、日帰り人間ドック 70 人分の委託費用です。

22 ページをお開きください。

5 款 3 項健康管理センター事業費 1 目施設管理費、健康管理センターの維持管理費でありまして、老朽化による高圧受変電設備の更新工事を計上したもので、対前年度比 1,098 万 8 千円増となります。

24 ページをお開きください。

6 款 1 項基金積立金と 7 款公債費は、存目計上となります。

8 款 1 項 1 目一般被保険者保険税還付金 150 万円は、過年度分の異動等による被保険者に対する還付金であります。

25 ページをお開きください。

8 款 1 項 5 目その他償還金 1 万円は、国や社会保険診療報酬支払基金からの負担金及び交付金等の精算による支払い見込みがないために、2,399 万円減で計上するものです。

9 款予備費は、6,914 万円となります。

26 ページから 35 ページまでは、国民健康保険業務を担当する会計支弁職員に係る給与費明細書等であります。後ほどご覧ください。

説明は以上となります。

続きまして、議案 19 号「令和 3 年度会津坂下町介護保険事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

令和 3 年度会津坂下町の介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによりたいというものであります。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 23 億 7,750 万円としたいというものであります。第 2 項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」によりたいというものです。

第 2 条は、歳出予算の流用であり、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めたいというものであります。

第 1 号として、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用について、定めております。

それでは、まず概要についてご説明をいたします。

令和 3 年度は、第 8 期介護保険事業計画の初年度となります。本町の人口は減少を続けておりますが、高齢者人口の増加に伴い要介護認定者及び介護サービス利用者も増加しております。併せて介護給付費も年々増加していることから、第 8 期計画では要介護状態にならないよう、高齢者の社会参加による介護予防に取り組んでまいります。

当初予算のうち歳入では、介護保険料の基準額が第 7 期と据え置きとしました。令和 2 年 12 月現在の被保険者数が 5,645 人と前年同期比 51 人増となるため、介護保険料総額では 6.4%増、また保険給付費等の増に即して、国庫支出金等も増で見込んでおります。

歳出では、サービス利用者が増加していることから保険給付費を 7.8%の増で見込みました。

それでは、総括を事項別明細書により説明いたします。事項別明細書の 1 ページをお開きください。

まず、歳入です。

1 款保険料から 9 款諸収入まで、歳入合計は 23 億 7,750 万円です。前年度比較で、2 億 2,728 万円の増です。

次に 2 ページ、歳出ですが、1 款総務費から 6 款予備費までの合計は歳入と同額の 23 億 7,750 万円です。財源内訳は国庫支出金 9 億 2,070 万 8 千円、その他財源 5 億 9,815 万 2 千円、一般財源 8 億 5,864 万円です。

3 ページ以降は詳細の説明となります。

まず歳入です。

1 款 1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料は、被保険者数 5,611 人、収納率を 99%と想定し 4 億 3,045 万円と算出しました。

3 款 1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金 3 億 7,553 万円は、保険給付費における国の負担割合です。

4 ページをお開きください。

3 款 2 項は国庫補助金で、1 目調整交付金は、市町村の財政力の格差等を調整するための交付金で、1 億 7,345 万 9 千円です。

2 目地域支援事業交付金 2,488 万 8 千円は、国からの介護予防事業、地域包括支援事業に対する交付金です。

4 款 1 項は支払基金交付金で、1 目介護給付費交付金 5 億 8,470 万 8 千円は、40 歳から 64 歳までの第 2 号被保険者の負担分です。

2 目地域支援事業支援交付金 1,344 万 3 千円は、歳出における支払基金の負担割合分を交付金として計上したものです。

5 ページをお開きください。

5 款 1 項県負担金 1 目介護給付費負担金 3 億 2,828 万 2 千円と、5 款 2 項県補助金 1 目地域支援事業交付金 1,244 万 1 千円につきましても、県の負担割合分の計上です。

6 ページをお開きください。

7 款 1 項一般会計繰入金は、一定のルールに基づく一般会計から繰入分です。

1 目介護給付費繰入金 2 億 7,069 万 6 千円は、介護サービス給付費の支出増により前年度比 7.8%、1,961 万 3 千円増となります。

同じく 3 目低所得者保険料軽減繰入金 2,442 万 9 千円は、公費による保険料軽減策の強化として低所得者のために保険料を軽減するものです。

7 款 2 項基金繰入金 1,400 万円は、第 8 期の介護保険料基準額を据え置きするために繰入するものです。

7 ページをお開きください。

8 款 1 項 1 目繰越金 5,000 万円は、国・県の介護給付費負担金が令和 2 年度から翌年度精算となったため、前年度比 4,990 万円増とするものです。

以下、存目の予算となりますので省略をさせていただきます、次に歳出の説明です。

9 ページをお開きください。

1 款 1 項総務管理費は、職員 5 人分の人件費及び事務費の計上です。

10 ページをお開きください。

1 款 2 項は介護認定審査会費で、1 目認定調査等費 833 万 5 千円は、介護認定に必要な書類作成の役務費・委託料です。

11 ページをご覧ください。

同じく 2 目認定審査会共同設置負担金 557 万 8 千円は、会津若松地方広域市町村圏整備組合の要介護認定事務負担金になります。

続いて 2 款は歳出の 91.1%を占める保険給付費です。

2 款 1 項介護サービス等諸費は、第 8 期介護保険事業計画を基に推計し、計上しました。そのうち、3 目施設介護サービス給付費 10 億 2,030 万 4 千円は、町内の特別養護老人ホームの増床に伴う入所者増を見込み 9,435 万 5 千円の増としました。

12 ページをお開きください。

2 款 2 項介護予防サービス等諸費は、要支援認定者の伸びから、95 万 2 千円増の 1,661 万 5 千円となります。

13 ページをご覧ください。

2 款 3 項その他諸費 163 万 6 千円は国保連合会への審査支払手数料の支払いです。

2 款 4 項高額介護サービス等費 4,603 万 2 千円、2 款 5 項高額医療合算介護サービス等費 564 万 8 千円は、令和 2 年度の実績見込みを基に算出したところです。

14 ページをお開きください。

2 款 6 項特定入所者介護サービス等費 1 億 3,143 万 8 千円は、施設入所者の増により、前年比 1,068 万 6 千円の増となります。

3 款 1 項は介護予防・生活支援サービス事業費です。第 8 期介護保険事業計画に基づき、主に要支援者に対するサービスなどで 4,495 万 1 千円を計上しました。

15 ページをお開きください。

3 款 2 項一般介護予防事業費は、従来の一般予防事業を中心に対象者の把握、予防普及、地域介護予防支援を行うことで 464 万 1 千円を計上しました。

16 ページをお開きください。

3 款 3 項は包括的支援事業等費・任意事業費です。

1 目総合相談費 653 万 2 千円、2 目権利擁護事業費 149 万 5 千円、3 目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費 466 万 6 千円は、地域包括支援センターへの委託経費です。

17 ページをお開きください。

4 目任意事業費 208 万 5 千円は、配食サービスと成年後見制度利用等に係る経費です。

5 目在宅医療・介護連携推進事業費、は地域包括ケア実現のために、医療と介護の相互理解や情報共有を行うことを目的に 607 万 2 千円を計上しました。

18 ページをお開きください。

6 目生活支援体制整備事業費は、地域住民、高齢者、ボランティア等担い手体制の整備を目的とし、生活支援コーディネーター業務を委託し、759 万 7 千円を計上しました。

7 目認知症総合支援事業は、認知症への総合的な支援のため相談員を設置し、744 万 4 千円の計上です。

19 ページをお開きください。

8 目地域ケア会議推進事業は、高齢者の自立支援のケアマネジメントや地域課題把握、地域資源発掘のための費用で 52 万 8 千円を計上です。

これ以下は存目計上となりますので省略させていただきます。

22 ページから 31 ページまでは、介護保険業務を担当する会計支弁職員に係る給与費明細書等であります。後ほどご覧ください。

説明は以上となります。

次に、議案 20 号「令和 3 年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計予算」についてご説明申し上げます。

令和 3 年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによりたいというものであります。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 1 億 9,503 万 8 千円としたいというものであります。第 2 項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、

「第1表 歳入歳出予算」によりたいというものであります。

後期高齢者医療特別会計の概要ですが、保険料率は2年ごとに見直すことが高齢者の医療の確保に関する法律で定められており、令和3年度は令和2年度と同じ率となります。

それでは、事項別明細書により説明しますので、事項別明細書の1ページをお開きください。まず、歳入です。

1款後期高齢者医療保険料から5款諸収入まで、歳入合計は1億9,503万8千円、前年度予算と比較し54万円の減です。

2ページをお開きください。歳出です。

1款総務費から4款予備費までの歳出合計は、歳入合計と同額の1億9,503万8千円です。財源内訳は、その他特定財源75万円、一般財源1億9,428万8千円です。

3ページ以降は詳細の説明です。まず歳入です。

1款1項1目後期高齢者医療保険料は、被保険者数を3,159人と見込み、対前年度比68万7千円増の1億4,330万6千円を計上しました。

3款1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金137万7千円は、徴収等に係る事務費を、2目保険基盤安定繰入金4,925万4千円は、低所得者に係る保険料の減額分と、元被用者保険の被扶養者だった者に係る保険料の軽減による減額分を、それぞれ一般会計から繰り入れるものです。

以下は存目計上につき省略をさせていただき、次に歳出の説明です。

6ページをお開きください。

1款1項総務管理費137万7千円は事務費等の計上になります。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金1億9,290万9千円は、歳入予算の保険料、繰越金、及び一般会計からの保険基盤安定繰入金を県の後期高齢者医療広域連合に納付するための予算です。

7ページをお開きください。

3款1項1目保険料還付金70万円は、過年度保険料の還付金を計上しました。

説明は以上となります。

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第21号から議案第24号について説明願います。

◎建設課長（板橋正良君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

板橋建設課長。

◎建設課長（板橋正良君）

議案第21号「令和3年度会津坂下町下水道事業特別会計予算」について、ご説明申し上げます。

令和3年度会津坂下町下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによりたいと

いうものであります。

第1条は、歳入歳出予算でありまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ5億4,260万4千円と定めたいというものであります。第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によりたいというものであります。

第2条は、債務負担行為でありまして、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」によりたいというものであります。

第3条は、地方債でありまして、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」によりたいというものであります。

本年度の予算につきましては、坂下西、坂下東及び坂下中央浄化センターの維持管理費や、坂下西、坂下東及び坂下中央処理区の管渠埋設等に係る実施設計費及び工事請負費等を計上いたしました。

それでは、予算書に基づき説明させていただきます。

1ページをお開き願いたいと思います。

「第1表 歳入歳出予算」であります。詳細につきましては事項別明細書によりご説明申し上げます。

3ページをお開き願いたいと思います。

「第2表 債務負担行為」であります。企業会計導入業務委託料を令和4年度から令和5年度までの2年間の長期継続契約とし、債務負担行為限度額を3,083万3千円としたいというものであります。

4ページをお開き願いたいと思います。

「第3表 地方債」であります。公営企業債は、借入限度額を1億5,820万円と定め、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりであります。資本費平準化債は、借入限度額を1,620万円と定め、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりであります。公営企業会計適用債は、借入限度額を1,320万円と定め、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりであります。

事項別明細書の1ページをお開き願いたいと思います。歳入であります。

1款分担金及び負担金から7款町債まで、歳入合計5億4,260万4千円でありまして、前年度比4,110万4千円の増であります。

2ページをお開き願いたいと思います。歳出であります。

1款下水道事業費から3款予備費まで、歳出合計5億4,260万4千円でありまして、その財源内訳は、国県支出金1億3,622万3千円、地方債1億8,760万円、その他の特定財源8,219万6千円、一般財源1億3,658万5千円となっております。

3ページをお開き願いたいと思います。歳出であります。

1款1項1目負担金899万1千円は、前年度比295万6千円の減となっており、主な理由といたしまして、新規賦課区域面積の減によるものであります。

2 款 1 項 1 目使用料 7,205 万円は、前年度比 206 万 2 千円の増となっております。これにつきましては、供用開始区域拡大に伴う接続戸数の増によるものであります。

2 款 2 項 1 目手数料 11 万円は、指定業者登録新規手数料 1 件及び更新手数料 10 件を見込んだものでございます。

4 ページをお開き願いたいと思います。

3 款 1 項 1 目土木費国庫補助金 1 億 3,350 万円は、前年度比 850 万円の増であります。

4 款 1 項 1 目土木費県補助金につきましては 272 万 3 千円でありまして、前年度比 27 万 7 千円の減であります。

5 款 1 項 1 目一般会計繰入金は、負担金、使用料、国・県の補助金、町債等の歳入合計が歳出合計に対して不足する場合に補てん財源として繰り入れするものでありまして、1 億 2,373 万 2 千円を計上いたしました。前年度比 145 万 4 千円の増となります。

6 款 1 項 1 目延滞金から 6 款 2 項 1 目預金利子までは、存目でございます。

5 ページをお開き願いたいと思います。

6 款 3 項 1 目雑入 1,389 万 5 千円は、前年度比 1,234 万 1 千円の増でありまして、主なものは、1 節雑入の原子力損害賠償金 77 万 2 千円及び広域連携に係る金山町、昭和村からの維持管理共同化事務費 17 万 1 千円、2 節消費税還付金 1,285 万円であります。

6 ページをお開き願いたいと思います。

7 款 1 項 1 目下水道事業債 1 億 8,760 万円は、前年度比 2,010 万円の増となっております。これにつきましては、管渠埋設工事等事業費に伴う公共下水道整備事業債 1 億 5,820 万円、資本費平準化債 1,620 万円及び公営企業会計適用債 1,320 万円によるものでございます。

7 ページをお開き願いたいと思います。歳出であります。

1 款 1 項 1 目一般管理費 1,349 万 6 千円は、前年度比で 990 万円の増であります。主なものとしまして、12 節委託料 1,320 万は、企業会計導入に伴う固定資産調査・評価に係る委託料であります。

1 款 2 項 1 目維持管理費 6,848 万 2 千円は、前年度比で 441 万 6 千円の増であります。10 節需用費 937 万円の主なものにつきましては、光熱水費 916 万 8 千円でありまして、坂下西、坂下東及び坂下中央の各浄化センターに係る電気料及び水道料でございます。

8 ページをお開き願いたいと思います。

11 節役務費 75 万 4 千円は、各浄化センター監視システムの電話回線使用料及びスカム等廃棄物の最終処分場への運搬料でございます。12 節委託料 5,057 万円ではありますが、その主なものにつきましては、処理場維持管理に係る委託料 4,871 万 3 千円でありまして、坂下西、同じく坂下東、坂下中央、各浄化センターの維持管理費及び汚泥処分に係る処分費や運搬費などでございます。

なお、浄化センターの維持管理につきましては、同じ処理方式をとっております金山町、昭和村さんとの広域連携による共同発注により管理経費削減に努めているところでございます。

また、水道事業会計への使用料徴収収納事務委託費として 145 万 5 千円を計上いたし

たところでございます。

14 節工事請負費 774 万 4 千円は、坂下東浄化センター高圧受変電設備更新、坂下西浄化センター原水ポンプ設備更新等の修繕費を計上しております。

1 款 3 項 1 目建設費 3 億 3,283 万 1 千円は、前年度比 2,753 万 1 千円の増であります。

9 ページをご覧いただきたいと思えます。

2 節給料から 4 節共済費まで職員 2 名分の人件費を計上しております。7 節報償費 88 万 6 千円は、新規賦課区域の受益者負担金前納報奨金を計上しております。

10 ページをお開き願いたいと思えます。

12 節委託料 3,619 万 7 千円につきましては、坂下西、坂下東及び坂下中央処理区の管渠埋設工事等に係る実施設計費、並びに下水道台帳システムデータ作成に係る委託料等を計上したものでございます。13 節使用料及び賃借料 149 万 7 千円につきましては、コンピュータ支援設計ライセンス使用料及び受益者負担金システム賃借料等でございませぬ。14 節工事請負費 2 億 6,480 万 3 千円につきましては、各処理区の管渠埋設工事、舗装復旧工事に係る工事請負費を計上したものでございます。21 節補償補てん及び賠償金 1,100 万円は、管渠埋設工事に支障となる水道管等の移設補償費を計上したものでございます。

11 ページをお開き願いたいと思えます。

2 款 1 項 1 目元金は 1 億 675 万 5 千円となっております。また、2 目利子につきましては、2,090 万 2 千円でありまして、これはともに償還計画によるものでございます。

3 款 1 項 1 目予備費は 13 万 8 千円を計上しております。

12 ページから 19 ページにつきましては、給与費明細書であります。

20 ページをお開き願いたいと思えます。

地方債に関する調書であります。令和 3 年度末の地方債残高は、18 億 1,634 万 2 千円となる見込みであります。

以上、説明とさせていただきます。

議案第 22 号「令和 3 年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

令和 3 年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計予算は、次に定めるところによりたいというものであります。

第 1 条は、歳入歳出予算でありまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 279 万 2 千円にしたいというものであります。第 2 項は、歳入歳出予算の款項の区分、及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」によりたいというものであります。

第 2 条は、地方債でありまして、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」によりたいというものであります。

本年度の予算につきましては、建物移転等の補償費、区画道路築造工事費等を計上させていただきますところでありませぬ。

それでは、予算書に従いまして説明させていただきます。

1 ページをお開き願いたいと思います。「第 1 表 歳入歳出予算」であります。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

3 ページをお開き願いたいと思います。「第 2 表 地方債」であります。

都市計画事業公共事業等債は、借入限度額を 4,510 万円と定め、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりであります。

事項別明細書の 1 ページをお開き願いたいと思います。歳入であります。

1 款国庫支出金から 6 款町債まで、歳入合計 2 億 279 万 2 千円、前年度より 2,983 万 1 千円の減であります。

2 ページをお開き願いたいと思います。歳出であります。

1 款事業費から 2 款公債費まで、歳出合計 2 億 279 万 2 千円でありまして、その財源内訳は、国庫支出金 5,539 万 5 千円、地方債 4,510 万円、その他特定財源といたしまして、592 万 9 千円、一般財源 9,636 万 8 千円となっております。

3 ページをお開き願いたいと思います。歳入であります。

1 款 1 項 1 目土木費国庫補助金 5,539 万 5 千円は、前年度より 1,548 万円の減となっております。

2 款 1 項 1 目不動産売払収入 591 万円は、前年度同額を計上させていただいたところでございます。

3 款 1 項 1 目一般会計繰入金は、国庫支出金、財産収入、諸収入、町債の歳入合計に対し、不足する場合に繰り入れるものでありまして、9,636 万 8 千円を計上いたしました。

4 款 1 項 1 目繰越金から、5 款 2 項 1 目雑入までは、存目であります。

6 款 1 項 1 目土木債 4,510 万円は、前年度比 1,260 万円の減となっております。これは、補助対象事業費の減少によるものであります。

5 ページをお開き願いたいと思います。歳出であります。

1 款 1 項 1 目坂下東第一地区事業費 1 億 2,979 万 9 千円は、前年度より 2,278 万 7 千円の減となっております。主な理由としましては、補助対象事業費の減によるものであります。

主な経費でございますが、1 節報酬は、土地区画整理審議委員及び評価員の報酬であります。2 節給料から 4 節共済費までは、職員 1 名分の人件費を計上させていただいたところでございます。10 節需要費 5 万 5 千円につきましては、積算資料等の費用を計上しております。

6 ページをお開き願いたいと思います。

12 節委託料 2,801 万 5 千円は、町管理地の除草等維持管理費のほか画地確定測設業務、幹線排水路設計業務等に要する委託料を計上したものでございます。14 節工事請負費 1,058 万 6 千円は、道路築造工事及び整地工事等を計上いたしました。18 節負担金補助及び交付金 512 万 3 千円につきましては、道路築造工事に伴う水道管布設にかかる負担金を計上しております。21 節補償補てん及び賠償金 7,930 万円は、建物移転等 3 戸 4 棟

の補償費及び農業休止補償等でございます。

2 款 1 項 1 目元金は 7,071 万 3 千円となっております。また、2 目利子は、228 万円でありまして、これは共に償還計画によるものでございます。

7 ページから 14 ページまでにつきましては、給与費明細書であります。

15 ページをお開き願いたいと思います。

地方債に関する調書であります。令和 3 年度末残高は、4 億 2,482 万 6 千円となる見込みであります。

以上、説明とさせていただきます。

議案第 23 号「令和 3 年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計予算」について、ご説明申し上げます。

令和 3 年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによりたいというものであります。

第 1 条は、歳入歳出予算でありまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,887 万円と定めたいというものであります。第 2 項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」によりたいというものであります。

本年度の予算につきましては、窪倉・合川・陣が峯城・長井の各浄化センターの維持管理費等を計上させていただいたところでございます。

それでは、予算書に基づいて説明させていただきます。

1 ページをお開き願いたいと思います。「第 1 表 歳入歳出予算」であります。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

事項別明細書の 1 ページをお開き願いたいと思います。歳入であります。

1 款分担金及び負担金から 4 款諸収入まで、歳入合計 6,887 万円であり、前年度比 243 万円の減であります。

2 ページをお開き願いたいと思います。歳出であります。

1 款農業集落排水事業費から 3 款予備費まで、歳出合計 6,887 万円でありまして、その財源内訳であります。その他の特定財源 1,881 万 4 千円、一般財源 5,005 万 6 千円となっております。

3 ページをお開き願いたいと思います。歳入であります。

1 款 1 項 1 目農林水産業費分担金 7 万円は、受益者分担金滞納繰越分でございます。

2 款 1 項 1 目使用料 1,862 万 4 千円につきましては、前年度比 671 万 2 千円の減となっております。これは「糸桜里の湯」の排水の使用形態による一般水路、温泉水の部分であります。と集落排水の処理水に、二つに区分したことにより減額になったものでございます。

3 款 1 項 1 目一般会計繰入金は、分担金、使用料等の歳入合計が歳出合計に対して不足する場合に補てん財源として繰り入れするものでありまして、5,005 万 4 千円を計上いたしました。前年度比 429 万 9 千円の増であります。

4 ページをお開き願いたいと思います。

4 款 1 項 1 目延滞金から 4 款 2 項 1 目預金利子までは、存目であります。

4 款 3 項 1 目雑入 11 万 9 千円は、原子力損害賠償金が主なものであります。

5 ページをお開き願いたいと思います。歳出であります。

1 款 1 項 1 目一般管理費は 264 万 1 千円であります。26 節公課費の消費税及び地方消費税 260 万 6 千円が主なものでございます。

1 款 2 項 1 目維持管理費 2,372 万 8 千円は、前年度比 166 万 9 千円の減であります。2 節給料から 4 節共済費まで、職員 1 名分の人件費を計上しております。

6 ページをお開き願いたいと思います。

10 節需用費の 380 万 9 千円は、4 ヶ所あります浄化センターの光熱水費 344 万 3 千円が主なものであります。12 節委託料 986 万 2 千円ではありますが、4 浄化センターの維持管理費 667 万 1 千円及び汚泥引抜運搬費 216 万 5 千円が主なものであります。なお、処理場維持管理費のうち、窪倉及び合川浄化センターにつきましては、令和 3 年度より 3 年間の長期継続契約により管理経費削減に努めてまいりたいというふうに考えておるところであります。並びに、陣が峯城及び長井浄化センターにつきましては、同じ処理方式をとります、同じく金山町、昭和村との広域連携による共同発注により管理経費削減に努めてまいりたいというふうに思っております。

また、施設管理費につきましては、窪倉浄化センターの日常管理業務を委託しておりました窪倉地区集落排水処理施設利用組合の解散に伴いまして、減額となったところでございます。

7 ページをお開き願いたいと思います。

13 節使用料及び賃借料 22 万 2 千円は、業務用車両のリース料であります。14 節工事請負費 163 万 9 千円につきましては、窪倉浄化センター原水ポンプ及び合川浄化センターブローアerpump等の修繕費であります。18 節負担金補助及び交付金 250 万 6 千円につきましては、真木・津尻処理区処理場等の維持管理に係る協定書に基づく喜多方市への負担金であります。

2 款 1 項 1 目元金 3,348 万 1 千円となっております。また、2 目利子は、884 万 9 千円でありまして、ともに償還計画によるものであります。

3 款 1 項 1 目予備費は、17 万 1 千円を計上させていただいたところでございます。

8 ページから 15 ページまでは、給与費明細書でありまして、16 ページをお開き願いたいと思います。

地方債に関する調書でありまして、令和 3 年度末の地方債残高は、3 億 9,708 万 4 千円となる見込みであります。

以上、説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 24 号「令和 3 年度会津坂下町水道事業会計予算」について、ご説明申し上げます。

第 1 条は、令和 3 年度会津坂下町水道事業会計予算は、次に定めるところによりたいというものであります。

第 2 条は、業務の予定量でありまして、給水戸数を 5,602 戸、給水人口を 1 万 4,615 人、年間配水量を 182 万<sup>3</sup>、1 日平均配水量を 4,986 <sup>3</sup>に、それぞれ予定したいという

ものであります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり定めたいというものであります。収入につきましては、第1款水道事業収益を5億2,265万6千円に、支出につきましては、第1款水道事業費用を4億7,410万7千円と予定したいというものであります。

次のページをお開き願いたいと思います。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり定めたいというものであります。収入につきましては、第1款資本的収入を1億3,065万9千円に、支出につきましては、第1款資本的支出を2億7,412万2千円と予定したいというものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億4,346万3千円につきましては、過年度分損益勘定留保資金1億2,653万9千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,692万4千円で補てんしたいというものであります。

第5条は、企業債についてであります。上水道施設整備事業債として、起債限度額を1億310万円と定めたいというものであります。

第6条は、予定支出の各項の経費の金額の流用を、次のとおり定めたいというものであります。予定支出の項目は、営業費用、営業外費用、特別損失であります。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でありまして、その経費は、職員給与費の3,124万3千円であります。

第8条は、他会計からの補助金で、水道事業助成のための補助金額は、883万7千円であります。

第9条は、たな卸資産の購入限度額でありまして、限度額を409万円に定めたいというものであります。

1ページから2ページまでは、予算の実施計画であります。これにつきましては、14ページからの予算明細書でご説明申し上げたいと思います。

3ページをお開き願いたいと思います。予定キャッシュフロー計算書であります。

予定キャッシュフロー計算書における資金は、貸借対照表における現金預金と同定義となります。資金期首残高は、貸借対照表上の令和2年度末の現金預金残高7億1,511万2,476円と予定しており、資金期末残高は、令和3年度末の現金預金残高6億6,900万6,035円と予定したいというものであります。

4ページをお開き願いたいと思います。令和2年度予定損益計算書であります。

続きまして、5ページをお開き願いたいと思います。5ページにつきましては、令和2年度予定貸借対照表であります。

6ページにつきましては、令和3年度予定貸借対照表であります。

7ページをお開き願いたいと思います。

7ページから11ページまで給与費明細事項を記載してあります。

次に12ページ、13ページをお開き願いたいと思います。

注記表であります。後ほどご覧いただければと思います。

次に、14ページをお開き願いたいと思います。

予算明細書であります。その主なものについてご説明申し上げたいと思います。

まず、収益的収入について申し上げます。

1 款 1 項 1 目給水収益の本年度予定額は、4 億 5,133 万円で、前年度比 951 万 8 千円の減となります。これは、水道使用料でありまして、前年度の実績見込額に給水人口の減を加味し、計上させていただいたものであります。

1 款 1 項 2 目受託工事収益の本年度予定額は、31 万 8 千円で前年度比 29 万 1 千円の減となります。これにつきましては、坂下東土地区画整理地内の給水管移設工事皆減に伴うものでございます。

1 款 1 項 3 目その他の営業収益の本年度予定額は、487 万 9 千円で前年度比 350 万 6 千円の減となります。3 節加入金の新規見込分を民間分譲地の未分譲地を基に算出し、前年度比 350 万 9 千円減の 168 万 3 千円と計上させていただきました。4 節雑収益の 229 万 1 千円は、消火栓維持管理負担金と下水道及び農業集落排水事業特別会計からの使用料徴収経費負担金を計上したものでございます。

15 ページをお開き願いたいと思います。

1 款 2 項 2 目他会計補助金の本年度予定額は、883 万 7 千円で前年度比 39 万 7 千円の増となります。令和元年度起債借入の起債の償還が令和 3 年度から開始するため増となりました。これは、水道事業助成のための一般会計及び坂下東第一土地区画整理特別会計からの補助金でありまして、企業債元利償還金の一部補助となっております。

1 款 2 項 3 目雑収益の本年度予定額につきましては、131 万円で、前年度比 13 万 8 千円の減となります。これは、令和 3 年度実施の水道メーター一斉交換対象の水道メーターの残存価額の低額のため減となったところでございます。

1 款 2 項 4 目長期前受金戻入の本年度予定額 5,590 万 9 千円につきましては、現金を伴わない収入でありまして、負債の長期前受金に計上した未償却相当額のうち、当年度償却分を収益化したものでございます。

1 款 3 項 1 目過年度損益修正益は、存目を計上させていただいたところでございます。

16 ページをお開き願いたいと思います。収益的支出について申し上げます。

1 款 1 項 1 目原水及び浄水費の本年度予定額は、1 億 9,040 万 5 千円で、前年度比 156 万 5 千円の減となります。主なものは、31 節受水費 1 億 8,840 万 8 千円でありまして、会津若松地方広域市町村圏整備組合よりの受水費用であり、前年度の実績見込量を基に算出し、144 万 1 千円の減となったところでございます。

1 款 1 項 2 目配水及び給水費の本年度予定額は、4,928 万 3 千円でありまして、前年度比 452 万 1 千円の増となります。主なものにつきましては、17 節委託料 1,902 万 5 千円で、給水管布設替工事設計の増により、183 万円の増となりました。

17 ページをお開き願いたいと思います。

20 節修繕費 1,280 万 1 千円であります。東松ポンプ場、旧坂下配水場圧力タンク防水塗装工事を計上したことで 216 万 1 千円の増となったところでございます。

1 款 1 項 3 目受託工事費の本年度予定額は、31 万 8 千円でありまして、前年度比 28 万 3 千円の減となったところであります。

1 款 1 項 4 目総係費の本年度予定額は、5,976 万 2 千円でありまして、前年度比 426

万3千円の増となりました。1節給料から6節賞与引当金繰入額までは、職員4名分の人件費であります。

19ページをお開き願いたいと思います。

15節通信運搬費280万円につきましては、水道施設の電話料、納付書発送等の郵便料であります。17節委託料1,414万5千円につきましては、水道検針業務及び水道業務システムの保守料でございます。19節賃借料702万6千円につきましては、水道料金システム、水道用ハンディターミナル機器の賃借料等でございます。

20ページをお開き願いたいと思います。

1款1項5目減価償却費の本年度予定額は、1億4,226万8千円で、前年度比10万1千円の減となります。主なものにつきましては、配水管等の構築物が1億3,679万4千円、機械及び装置が387万円であります。

1款1項6目資産減耗費の本年度予定額は、1,826万2千円でありまして、前年度比1,487万円の増となります。これにつきましては、配水管布設替などに伴う減価償却費として、費用化されていない額を計上したものでございます。

1款2項1目支払利息の本年度予定額は、932万円でありまして、前年度比193万8千円の減となります。企業債償還に伴う利息でございます。

1款2項2目雑支出の本年度予定額は、165万5千円でありまして、前年度比17万8千円の減となります。主なものにつきましては、45節不用品売却原価であり、令和3年度実施の水道メーター一斉交換対象の水道メーターの評価額分でございます。

1款2項3目消費税及び地方消費税の本年度予定額は、65万6千円でありまして、委託料、工事請負費などに係る課税仕入れの消費税の増による前年度比929万9千円の減となります。

1款3項1目過年度損益修正損は、存目を計上させていただいたところでございます。

21ページをお開き願いたいと思います。

1款3項2目その他特別損失は、前年度同額の15万円を計上させていただいたところでございます。

22ページをお開き願いたいと思います。資本的収入についてご説明申し上げます。

1款1項1目企業債の本年度予定額は、1億310万円でありまして、これは水道施設等耐震化事業、国道49号線配水管工事に対する起債であります。

1款3項1目他会計負担金の本年度予定額は、1,230万8千円で、前年度比79万3千円の増となります。これにつきましては、下水道事業施工区域内などの配水管布設工事に係る負担金であります。

1款5項1目寄附金は、前年度同額の25万円を計上させていただいたところでございます。

1款6項1目補助金1,500万円は、水道施設等耐震化事業の生活基盤施設耐震化等交付金であります。

1款7項1目その他収入は、存目を計上させていただいたところでございます。

23ページをお開き願いたいと思います。資本的支出についてご説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目事務費 123 万 1 千円につきましては、水道施設等耐震化事業に係る事務消耗品費等を計上したところでございます。

1 款 1 項 2 目メーター費の本年度予定額は、4 万 5 千円でありまして、新規取付見込を計上したところでございます。

1 款 1 項 3 目固定資産購入費の本年度予定額は、2 億 1,016 万 6 千円でありまして、前年度比 9,565 万 1 千円の増となります。主なものにつきましては、3 節構築物配水管布設工事で 1 億 8,815 万 7 千円、4 節機械及び装置中央監視室、監視盤改修 992 万 2 千円、6 節工具器具及び備品、災害時応急給水組立式タンク 218 万 7 千円、8 節無形固定資産、管路管理システム導入費用 990 万円を計上したものでございます。

1 款 1 項 4 目消防施設費の本年度予定額は、130 万 8 千円でありまして、町道北裏通り線配水管布設替工事に伴う消火栓工事を計上したものでございます。

1 款 1 項 5 目リース債務支払額の本年度予定額は、28 万 2 千円でありまして、更新予定をしております公用車に係る元本支払額を計上したものでございます。

1 款 2 項 1 目企業債償還金の本年度予定額は、6,058 万 9 千円でありまして、前年度比 378 万 2 千円の減となります。

25 ページをお開き願いたいと思います。実施計画説明資料であります。

(1) 収益的収支では、収益的収入 5 億 2,265 万 6 千円、収益的支出 4 億 7,410 万 7 千円で、差し引き税込当期純利益は、4,854 万 9 千円となり、消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,692 万 4 千円と貯蔵品に係る仮払消費税及び地方消費税 5 千円を差し引いた税抜当期純利益を、3,162 万円を見込んだところでございます。

(2) 資本的収支では、資本的収入 1 億 3,065 万 9 千円、資本的支出 2 億 7,412 万 2 千円で、差し引き 1 億 4,346 万 3 千円が不足しております。その不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金 1 億 2,653 万 9 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,692 万 4 千円で補てんしたいというものであります。

補てん財源の明細につきましては、補てん財源明細書のとおりでございますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

以上をもって議案の説明を終わります。

これらの議案に対する質疑は最終日においてお願いいたします。

◎請願・陳情の常任委員会負託

◎議長（水野孝一君）

日程第 6、「請願・陳情」の各常任委員会付託を議題といたします。

本定例会において、去る 2 月 25 日、正午までに受理した「請願・陳情」は、お手元にその写しを配布しておりますので、請願及び陳情番号、受理年月日、件名、請願者及び陳情者の住所・氏名、紹介議員名を職員に朗読させます。

◎書記(橋本吉嗣君)

請願番号第1号、受理年月日、令和3年2月17日、件名、国に対し、「再審法(刑事訴訟法の再審規定)の改正を求める意見書」の提出を求める請願書、請願者住所氏名、福島市船場町3-26、日本国民救援会福島県本部、会長、広田次男、紹介議員、五十嵐一夫、小畑博司。

請願番号第2号、受理年月日、令和3年2月22日、件名、学校における甲状腺検査の継続に関する請願、請願者住所氏名、福島県河沼郡会津坂下町大字大沖字上野1170-1、会津の大地と健康を考える会、会長、千葉親子、紹介議員、佐藤宗太、渡部正司。

陳情番号第1号、受理年月日、令和3年2月22日、件名、「江川綱弘いじめ事件再調査」に関する陳情書、陳情者住所氏名、会津坂下町大字五ノ併字田中丙91番地、江川和弥。

◎議長(水野孝一君)

請願第1号について、紹介議員の説明を求めます。

◎7番(小畑博司君)

議長、7番。

◎議長(水野孝一君)

7番、小畑博司君。

◎7番(小畑博司君)

請願第1号につきまして、紹介議員、五十嵐一夫、小畑博司を代表いたしまして、私が説明を申し上げたいと思います。

国に対し、「再審法(刑事訴訟法の再審規定)の改正を求める意見書」の提出を求める請願書でございます。

ひとたび確定した判決といえども、もし冤罪の恐れがあるならば、高い人道的観点からまた基本的人権の尊重という趣旨から、できる限り救済の道を開くことが必要であります。

日本の再審制度の建て付け、いわゆる仕組みは、「再審をやってください」という再審請求手続きと、実際にそれを受けておこなわれる再審公判手続きという二段階の制度の組み立てになっております。多くの再審事件で一段階目の請求手続きのほうで、検察は頑として認めず、裁判所の再審開始決定に対しても不服申立てをして争うというひどい対応をしていることは、様々な報道の中で皆様ご存知だろうと思います。

大崎事件の原口アヤ子に対しては、3度の再審決定があつたにも関わらず、3度とも即時抗告をして、いまだに続いていると、こんな状態になっております。再審の道を閉ざすことがあつてはなりません。再審制度の本質を無視して機械的に再審を拒むとするならば、再審制度の存在意義は失われます。

現在、再審制度は、刑事訴訟法に規定がありますが、条文数は19条のみで、極めて大雑把な規定であります。戦後民主化の中で、刑事訴訟法も改定されましたが、その中で再審、あるいは抗告、上訴については、そのまま大正時代のものが使われているという

のが現状であります。

再審制度に関わる問題点は二つあります。

一つは捜査段階で集めた証拠を開示しないことでもあります。湖東記念病院で大西美香さんが人工呼吸器を外したとして殺人の罪に問われ、刑期を終えた後に新しい証拠が出されて無罪となりました。証拠はどこにあったのか、警察署の中にございました。死亡の原因の見立てが自然死だと、痰がからまって自然に死んだものというふうな見立てがあったにも関わらず、その証拠を隠していた。現在の訴訟法においては、それが当然のごとくに扱われておまして、同様に袴田事件の袴田巖さんでありますとか、布川事件においても同様の手口といたしますか、本来は社会正義にてらしての判決が多い中で、公務員である警察、あるいは検察官、彼らは被告人有利となる証拠は出さなくてもいいと、そういう態度で今までも接してきているというのが現状でございます。

したがって、国民の財産である全ての証拠は、隠すことなく弁護団の開示請求に応じて真実解明に役立てるべきであります。

もう一つの問題点は、警察官の抗告権であります。いわゆる即時抗告などあります。都合の悪い証拠を隠しておきながら、裁判所が再審開始決定を出しても従わず、即時抗告、特別抗告を行うことは許されません。

つきましては、貴議会におかれましても、無事の者を誤った裁判から迅速に救済するために、再審法、いわゆる刑事訴訟法の再審規定の改正を求める、このたびの請願につきまして、同僚議員の皆様のご理解を賜って、全員一致で採択していただきますよう、最後をお願いを申し上げます。

◎議長（水野孝一君）

次に、請願第2号について、紹介議員の説明を求めます。

◎6番(渡部正司君)

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番(渡部正司君)

6番、渡部正司でございます。請願番号第2号「学校における甲状腺検査の継続に関する請願」について、紹介議員を代表しまして、請願の趣旨を説明させていただきます。

東日本大震災、福島第一原子力発電所の事故から10年目の今年、被災地区復興の明るいニュースがある一方で、いまだに約4万人もの方々が故郷に帰れない、状況にあります。

福島県では、原発事故後、放射線被曝への不安を踏まえ、「県民健康調査」が実施され、とりわけ被ばく影響を受けやすい子どもたちに対しては、甲状腺検査が行われてきました。現在、この甲状腺検査めぐり、検査のデメリットが強調され、学校での集団検診を見直す動きが高まっております。しかし、事故当時の被ばく線量は今なお不透明であり、健康影響が起きないと断言することはできません。甲状腺がんと被ばくとの因果関

係を突き止めるためにも、検査方法の変更はあってはなりません。

学校検診を見直す理由として、一部の専門家は、200人以上もの甲状腺がんが見つかったことについて、手術の必要のないがんを見つけているとする「過剰診断」が起きていると指摘をしています。しかし、多数の子どもの甲状腺がんを軌刀している鈴木眞一福島県立医科大学教授は、学会で定められた「診断ガイドラインに従い適切に手術をしている。しなくてもいい症例はなかった」と反論しています。「過剰診断」を強く否定をしています。

実際に患者・家族は、「がんを見つけていただいた」また「私のがんは1年間で1cmも腫瘍が大きくなっていった」「手術をしなければ、反回神経麻痺の恐れなどがあった」このように早期発見・早期治療の大切さを訴えております。患者さんの中には、手術が半年遅れたことで、再発に至った患者さんもおおり、多くの住民が、学校での集団検診の継続を望み、県に要望書も提出しているところでもあります。

県民健康調査検討委員会の県外の委員の中には、検査の強制性を問題視する委員もいらっしゃいますが、これについても、現在すでに任意検査となっており、検査を受けたい県民の思いを置去りにした議論となっています。むしろ、子どもや家庭の事情で検査が受けたくても受けられないことが生じることこそ、問題ではないでしょうか。

さらに、学校の負担が大きいとの指摘もありますが、検査の負担を理由に、学校での検診を止めたいと考えている学校関係者はいません。学校の負担を考えるのであれば、人員的な手当てをするなど、検査継続を前提に合理的な支援策を検討すべきです。

去る1月15日の検討委員会では、事故当時0歳と2歳の女の子が甲状腺がんと診断されたことがわかりました。この患者さんも学校検診がきっかけで、がんが見つかったと考えられます。

原発事故からまだ10年です。学校での集団検診がなくなれば、受診率は大幅に減り、甲状腺がんの状況を継続的に把握することは困難となります。福島県では、事故発生時、SPEEDIデータを公開せず、安定ヨウ素剤を配布せず、甲状腺の詳細な線量を計測しませんでした。学校における集団での甲状腺検査を見直すことは、再び、これらの過ちを繰り返すことにほかなりません。子どもたちの健康の見守りと、甲状腺の状況を把握し続けるために、学校での集団検診を継続することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、県並びに、関係機関に意見書を提出していただきますよう、議員各位の丁寧なご審議をお願いいたします。そして賛同していただきますよう、よろしくをお願いいたします。

#### 記

1、学校での集団甲状腺検査を見直さず、従来の検査方法を継続するよう、県並びに関係機関へ学校検診の継続をする意見書を提出すること。

どうぞよろしくをお願いいたします。

◎議長（水野孝一君）

これらの請願・陳情はお手元に配付の請願・陳情文書表に記載のとおり、所管の常任

委員会に付託いたします。

以上をもって、議案の説明を終わります。

これらの議案に対する質疑は、最終日においてお願いいたします。

◎予算特別委員会の設置について

◎議長（水野孝一君）

日程第7、予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議案第17号「令和3年度会津坂下町一般会計予算」から議案第24号「令和3年度会津坂下町水道事業会計予算」までの8件については、委員会条例第5条の規定により14人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

議案第17号「令和3年度会津坂下町一般会計予算」から議案第24号「令和3年度会津坂下町水道事業会計予算」までの8件については14人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、委員を職員に朗読させます。

◎書記（橋本吉嗣君）

1番、目黒克博君、2番、蓮沼文明君、3番、物江政博君、4番、赤城大地君、5番、横山智代君、6番、渡部正司君、7番、小畑博司君、8番、佐藤宗太君、9番、山口享君、10番、渡部順子君、11番、五十嵐一夫君、12番、酒井育子君、13番、青木美貴子君、14番、水野孝一君。

◎議長（水野孝一君）

お諮りいたします。

ただいま朗読のとおり、14人を指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

ただいま指名しました 14 人の方を予算特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

予算特別委員会は、委員会条例第 9 条第 1 項の規定により、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて委員長の互選を行わせることになっておりますので、ここで招集の告知をいたします。

本日、本会議散会后、大会議室において、予算特別委員会を開催し、互選の結果を議長まで報告願います。

互選に関する職務は、委員会条例第 9 条第 2 項の規定により年長の委員が行うことになっておりますので、12 番、酒井育子君にお願いいたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

3 月 5 日から 7 日までは休会であります。

3 月 8 日は、10 時より本会議を開き一般質問を行います。一般質問は既に 2 月 25 日正午に締め切っており、議員 9 人から通告を受けております。

◎散会の宣告

◎議長（水野孝一君）

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 3 時 57 分）

なお、午後 4 時より予算特別委員会を開催いたします。予算特別委員会終了後 4 時 10 分より議会全員協議会を開催いたしますので、大会議室にご参集願います。よろしくお願いたします。

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

令和 3 年 3 月 4 日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員